

令和6年度広島県動物愛護管理推進協議会

次 第

日時：令和7年3月12日（水）
14時00分～15時30分

場所：県庁本館5階 503会議室

1 食品生活衛生課長あいさつ

2 議題

- （1）動物愛護管理推進計画における令和5年度の進捗状況について
- （2）地域猫活動の推進に係る事業等について
- （3）その他
 - ・広島県災害時動物救護基本指針等の改正について

出席者名簿

区 分	所 属	役職名	氏 名
1 学識経験者	県立広島大学	名誉教授	田 丸 政 男
	広島アニマルケア専門学校 (元中国学園大学・大学院教授)	講 師	福 田 伸 治
2 獣医師会	公益社団法人広島県獣医師会	常務理事	寺 川 康 彦
3 関係業界団体	元広島県ペットショップ連合会	会 長	沖 本 秀 和
4 動物愛護団体	広島県動物愛護推進員連絡会議	(代 理) 適正飼養推進 部会長	古 賀 木綿子
5 研究機関	広島県立総合技術研究所保健環境センター	(代 理) 担当部長	中 島 安基江
6 地域住民	一般財団法人広島県環境保健協会 地域活動支援センター		欠 席
7 関係行政機関	広島県健康福祉局食品生活衛生課	課 長	東久保 靖
	広島県動物愛護センター	所 長	柳 本 慎 治
	広島市動物愛護センター	所 長	森 田 不二子
	呉市動物愛護センター	所 長	石 田 三 孝
	福山市動物愛護センター	所 長	中 島 敏 浩

令和6年度広島県動物愛護管理推進協議会

1	動物愛護管理推進計画における取組み（令和5年度）について	
(1)	動物愛護管理推進計画の取組状況	1
(2)	令和5年度動物愛護管理実績	
①	犬・猫の引取り及び処分数等	10
②	行方不明の届出件数等	11
③	犬による咬傷事故の件数及び状況	12
④	特定（危険）動物の許可状況	13
⑤	動物取扱業の登録及び立入状況	14
⑥	犬・猫等の苦情件数集計表	15
(3)	犬の登録頭数及び狂犬病予防注射済票交付件数	16
(4)	広島県の犬猫引き取り頭数、殺処分数、返還譲渡の推移、引取り状況	17
2	地域猫活動の推進に係る事業等について	
(1)	野良犬・野良猫対策事業実施要綱等の改正について	19
(2)	令和6年度 地域猫活動についてのアンケート結果について	24
(3)	地域猫活動における実施基準（ミニマムスタンダード）の検討について	30
(4)	広島県地域猫活動アドバイザー認定要綱の設置について	31
3	その他	
(1)	広島県災害時動物救護基本指針等の改正について	33

(1) 動物愛護管理推進計画の取組状況

策 施	分 類	取 組	実施主体	取組内容	
	普及啓発の実施	1リーフレットの配布	県・3市(4/4) 市町(11/20) 保健所(6/7) 獣医師会 環境保健協会 推進員連絡会議	内容: ・環境省のリーフレット ・適正飼養、不妊去勢、地域猫活動、虐待防止、マイクロチップ、狂犬病予防注射、動物由来感染症、愛犬健康手帳、ペット避難 ・新動物愛護センターリーフレット、開庁イベントチラシ 等	
		2ポスター掲示	県・3市(4/4) 市町(15/20) 保健所(7/7) 獣医師会 推進員連絡会議	内容: ・環境省のポスター ・動物の遺棄・虐待防止、適正飼養、不妊去勢、地域猫、マイクロチップ、狂犬病予防、動物由来感染症、野良猫避妊・去勢手術補助金、動物愛護週間 等	
		3看板の設置	県・3市(2/4) 市町(11/20) 推進員連絡会議	内容: ・「犬・猫を捨てるのは犯罪!」、虐待防止、適正飼育啓発、無責任な餌やり防止、犬の散歩に関するマナー等の啓発、・犬の糞・尿のマナー啓発 等	
		4ホームページへの掲載	県・3市(4/4) 市町(13/20) 獣医師会 推進員連絡会議	内容: ・適正飼養、地域猫活動、虐待・遺棄防止、狂犬病予防注射、不妊去勢手術啓発、飼主のマナーについて、犬の登録手続(マイクロチップの変更登録も含む)、犬の所在地変更・死亡時の届出、スタッフブログ及びYOUTUBEチャンネル 等	
		5その他	市町(9/20) 保健所(1/7) 獣医師会 環境保健協会	内容: (広報誌) ・動物飼育に関する啓発、動物愛護週間について、動物愛護関連の記事を掲載、適正飼育、狂犬病予防注射案内、犬の登録制度、猫に関する相談会 (情報紙) ・関連団体や市町公衆衛生推進協議会の推進員向けに発行する情報紙「環境と健康」に、「動物の愛護と管理を考える」というシリーズタイトルで連載記事を掲載。 ①令和5年5月1日発行(629号)8,460部発行 第5回:8月1日新しい動物愛護センター開庁 人と動物の調和のとれた共生社会へ ②令和5年7月1日発行(630号)8,700部発行 第6回:県動物愛護センター開庁 8/5にオープニングイベント開催 ③令和5年9月1日発行(631号)8,500部発行 第7回:譲渡前講習会を毎週土曜に開催 飼育の知識や責任を学ぶ ④令和5年11月1日発行(632号)9,000部発行 第8回:動物愛護推進員について 地域の身近な相談者として活躍 ⑤令和6年1月1日発行(633号)8,400部発行 第9回:ペットの災害対策を考える 自分とペットの命を守るために ⑥令和6年3月1日発行(634号)8,300部発行 第10回:万が一に備えるマイクロチップ 行方不明を防ぐために 等	
県の動物愛護センターを活用した普及啓発の推進		6県の動物愛護センターと連携した各種イベントの充実	獣医師会 推進員連絡会議	内容: ・動物愛護のつどい ・ワンヘルスデー ・広島空港まつりセンターブース	
		7県の動物愛護センターと連携した普及啓発事業の実施	市町(3/20) 獣医師会 推進員連絡会議	内容: ・広島県動物愛護センターから送付されたポスターの掲示、パンフレットの配布 ・「どうぶつ愛護のつどい」リーフレットを窓口、市の関連施設(支所・市民館・人権センター)、地域交流センターに掲示。 ・地域猫に関しての会議 ・どうぶつ愛護のつどい ・新動物愛護センターオープンイベント	
		8動物愛護センターにおけるモデル犬の育成	広島県	内容: ・モデル犬2頭を育成。しつけのデモンストレーションや愛護教室でのふれあいに従事。	
動物愛護団体等と連携した動物愛護の普及啓発の推進	動物愛護団体等と連携した動物愛護の普及啓発の推進	動物愛護団体等と連携した普及啓発事業の実施(どうぶつ愛護のつどいを含む。)※動物愛護週間以外に開催したものも記載してください。	広島県	行 事 名	オープニングイベント
				開 催 年 月 日	令和5年8月5日
				参加人数	1,850 名
			広島県	行 事 内 容	ステージショー(大西ライオン氏)、三原市市民団体によるステージイベント、ワークショップ、犬猫譲渡前講習会、犬猫譲渡会、盲導犬協会ブース等
				開 催 年 月 日	令和5年9月23日
				参加人数	702 名
			広島県	行 事 内 容	講演会(動物愛護が産み出す力とその後の可能性)、警察犬・家庭犬模範演技、災害救助犬演技、バックヤードツアー、ペット防災セミナー、猫ふれあい体験、犬猫譲渡前講習会、犬猫譲渡会、クイズラリー、動物なんでも相談室等 (主催:県動物愛護センター、(公社)広島県獣医師会 協賛:豊田獣医師会、広島県牛乳普及協会等)
				行 事 名	広島ワンヘルスデー
				開 催 年 月 日	令和6年1月27日
				参加人数	350 名
			広島県	行 事 内 容	講演会(人間動物関係学の研究を通して見る人と動物が共に生きる社会、人と動物の共通感染症一近年話題の感染症を中心にー)、学生サークル・動物愛護推進員等による活動内容発表会、犬お散歩体験、犬猫譲渡前講習会、犬猫譲渡会、バックヤードツアー等(主催:県動物愛護センター、(公社)広島県獣医師会 協賛:ブルーコンシャスグループ株式会社、株式会社アイディオー、株式会社ホワイトフォックス)
				行 事 名	広島未来動物共生(株)運営のイベント
				開 催 年 月 日	(令和5年8月〜)毎週日曜日(40回)
			広島県	参加人数	4,484 名
				行 事 内 容	民間特別イベント、広島未来動物共生(株)のふれあいイベント、動物愛護団体等の譲渡会等
				行 事 名	進徳女子高等学校譲渡会、ワンミヤツダ譲渡会
			広島県	開 催 年 月 日	令和5年6月11日及び10月22日
				参加人数	名
				行 事 内 容	出張譲渡会(参加)

9		広島市	行 事 名	いのちの教室		
			開 催 年 月 日	令和5年4月22日, 6月15日, 7月7日, 7月31日, 9月12日, 9月21日, 10月6日, 10月12日, 10月13日, 10月23日, 10月31日, 11月10日, 11月14日, 11月22日, 12月1日, 12月4日, 1月9日, 1月17日, 2月3日 計19回	参加人数	3,443 名
			行 事 内 容	市内外の中学校や高校で、動物愛護団体の講師による「いのちの教室」を開催。		
		呉市	行 事 名	動物愛護啓発行事		
			開 催 年 月 日	2024年11月5日	参加人数	525 名
			行 事 内 容	譲渡会コーナー, 譲渡犬・譲渡猫の写真展, 動物愛護啓発コーナー, 新しい飼い主募集コーナー等		
		福山市	行 事 名	動物愛護ウィーク2023		
			開 催 年 月 日	2023年9月23日	参加人数	467 名
			行 事 内 容	動物愛護パネル展、パネルディスカッション及びペットの予防医療相談ブース(協力:広島県獣医師会福山支部)、動物愛護及び適正飼養の啓発グッズ配布		
		東広島市	行 事 名	第16回、第17回保護犬猫を迎えよう		
			開 催 年 月 日	第16回令5年6月4日、第17回令5年10月1日	参加人数	どちらも約1,000 名
			行 事 内 容	市駐車場で開催。保護犬猫の譲渡会をはじめ、スタンプラリー、小さな命の授業、写真展等を行い、市民の動物愛護に関する意識を向上させた。		
		東広島市	行 事 名	動物愛護絵画展		
			開 催 年 月 日	令和5年12月12日～12月18日	参加人数	約50 名
			行 事 内 容	動物愛護を題材とした絵画展示。		
		東広島市	行 事 名	わんにゃんフェスティバル		
			開 催 年 月 日	2023年3月3日	参加人数	約200 名
			行 事 内 容	行事内容:広島県動物愛護管理推進計画に掲げている、動物愛護に関する広報活動の取組の一環として、保護犬猫の譲渡会を行う。		
	10	三次市	行 事 名	ねこのニャンでも相談会		
			開 催 年 月 日	令和5年9月22日～23日	参加人数	22 名
			行 事 内 容	猫に関するお困りごとについて動物愛護推進員が相談にのる。		
		三次市	行 事 名	ねこのニャンでも相談会&犬猫譲渡会inもののけミュージアム		
			開 催 年 月 日	令和6年3月24日	参加人数	7名(相談会人数) 名
			行 事 内 容	猫に関するお困りごとについて動物愛護推進員が相談にのる。		
		獣医師会	行 事 名	長寿犬表彰		
			開 催 年 月 日	令和5年11月19日	参加人数	500 名
			行 事 内 容	広島市内の長寿犬表彰		
		推進員連絡会議	行 事 名	犬・猫譲渡会		
			開 催 年 月 日		参加人数	名
			行 事 内 容	県愛護センター 研修室を活用した譲渡会 日曜日毎に		
		推進員連絡会議	行 事 名	第16回、第17回保護犬猫を迎えよう		
			開 催 年 月 日	6月3日、10月1日	参加人数	1,000 名
			行 事 内 容	東広島市役所駐車場の一角を借りて、犬猫の譲渡会をはじめとする多種多様な啓発イベント		
		推進員連絡会議	行 事 名	第1回 ワンミャツダ・フェスタ		
			開 催 年 月 日	令和5年10月22日	参加人数	名
			行 事 内 容	犬猫の譲渡会をはじめとするイベントにて、しつけ方教室とセミナーを実施		
	動物慰霊式	広島県	行 事 名	動物慰霊行事		
			開 催 年 月 日	令和5年9月22日及び23日	参加人数	名
			行 事 内 容	献花台の設置(主催:県動物愛護センター) ※23日は、「どうぶつ愛護のつどい」行事と兼ねる		
		広島市	行 事 名	動物慰霊式		
			開 催 年 月 日	2023年9月21日	参加人数	名
			行 事 内 容	獣医師会会長及び保健所長による追悼の辞、参加者による献花を行った。		
		三原市	行 事 名	どうぶつ愛護のつどい		
			開 催 年 月 日	令和5年9月22日	参加人数	1 名
			行 事 内 容	広島県動物愛護センターが実施した慰霊碑への献花に参加		
		獣医師会	行 事 名	動物慰霊祭		
			開 催 年 月 日	令和5年10月11日	参加人数	35 名
			行 事 内 容			
		県保健環境センター	行 事 名	令和5年度実験動物慰霊式		
			開 催 年 月 日	令和6年1月30日	参加人数	20 名
			行 事 内 容	実験動物慰霊の詞及び献花(所内行事)		

	11	犬猫の飼育講習会の開催	広島県	行 事 名	犬・猫譲渡前講習会	開催月日	(令和5年8月～)毎週土曜日
				開催回数	回	参加人数	691 名
				行 事 内 容	収容頭数等の現状、飼い主の義務、日常管理の方法、適正飼養等についての説明 ※単独事業		
			広島市	行 事 名	①ペット防災セミナー ②猫の飼い方セミナー	開催月日	①令和6年2月22日 ②令和6年2月27日
				開催回数	2 回	参加人数	①20 ②17 名
				行 事 内 容	ペット災害危機管理士や臨床獣医師を招いて講義を行った。※単独		
			呉市	行 事 名	犬・猫譲渡会	開催月日	4月9日・30日、5月21日、6月4日、7月16日・30日、 8月6日・20日、9月10日・24日、10月15日・29日、 11月12日、12月10日・24日、1月14日・28日、 2月11日・25日、3月10日・24日
				開催回数	21 回	参加人数	2,785 名
				行 事 内 容	接し方体験、飼主の義務、日常管理の方法、適正飼養等の説明		
			福山市	行 事 名	犬の譲渡講習会	開催月日	各週木曜日及び奇数月の第2日曜日
				開催回数	43 回	参加人数	161 名
				行 事 内 容	終生飼養、犬の関わる法律、犬の病気、犬のしつけ方について		
			獣医師会	行 事 名		開催月日	
				開催回数	回	参加人数	名
				行 事 内 容	長寿犬表式に併せ老犬との接し方について講演		
	12	犬のしつけ方教室の実施	広島県	行 事 名	親子De動物ふれあい教室、猫ふれあい体験、わんことお散歩体験、バックヤードツアー、譲渡犬の里帰り、飼い犬との幸せな暮らし方セミナー、パピー＆ジュニア犬飼育相談会、にゃんこセミナー、ペット防災セミナー	開催月日	(令和5年8月～)毎週土曜日
				開催回数	回	参加人数	1,441 名
				行 事 内 容	生命の大切さを親子で一緒に体験するための教室、譲渡猫等とふれあい体験、犬の散歩体験、バックヤードの見学、譲渡犬と里親の里帰り会、譲渡犬のアフターフォロー、譲渡犬のしつけ教室、猫が快適に過ごすための教室、ペットの防災対策 ※単独事業		
			広島市	行 事 名	①犬のしつけ方教室 ②犬のしつけ方教室(子犬編)	開催月日	①令和5年6月27日、9月28日、10月19日 ②令和5年11月27日
				開催回数	4 回	参加人数	111 名
				行 事 内 容	講師を招き、犬同伴で計4回開催した。※単独		
			呉市	行 事 名	しつけ・飼い方相談教室	開催月日	2024年11月5日
				開催回数	1 回	参加人数	6 名
				行 事 内 容	ドッグトレーナーによる教室		
			福山市	行 事 名	犬のしつけ方教室	開催月日	第3金曜日
				開催回数	9 回	参加人数	13 名
				行 事 内 容	おすわり、ふせ、まてなどの基本的なしつけについて		
			廿日市市	行 事 名	犬のしつけ方教室	開催月日	令和5年10月24日
				開催回数	2 回	参加人数	6 名
				行 事 内 容	広島県動物愛護センターの職員を講師として招き、参加者(犬の飼い主)に対して、犬のしつけ方及び飼い主のマナー等について実演を交え講義を行った。		
			推進員連絡会議	行 事 名	パピー教室、成犬のしつけ方教室	開催月日	毎月1回
				開催回数	11 回	参加人数	70～80 名
				行 事 内 容	偶数月にさくらペットクリニック(高屋町)奇数月に平岩地域センターにてボランティアでの教室を開催		
動物愛護教育の充実	13	ふれあい動物愛護教室の実施	広島県	行 事 名	ふれあい動物愛護教室	開催月日	令和5年8月17日、9月26日、10月19日・25日、11月2日
				開催回数	5 回	参加人数	148 名
				行 事 内 容	講話(犬に咬まれないために、人と動物の心音聴き比べ、動物とのふれあい方)、動物映画の上映、手洗い方法 等 ※対象:保育所、幼稚園、小学校(低学年)等		
	14	成長過程に応じた動物愛護教育	広島県	行 事 名	「命」を考える動物愛護教室	開催月日	令和5年7月24日、12月22・26・27日、令和6年3月26～28日
				開催回数	12 回	参加人数	57 名
				行 事 内 容	講話(収容頭数等の現状)、犬のしつけデモンストレーション、犬とのふれあい体験、保護犬・保護猫のお世話体験等 ※対象:①小・中学生の部(小学生(5、6年生)及び中学生)、②高校・大学の部(高校生、大学生等)		
			呉市	行 事 名	動物愛護センター学習会	開催月日	2024年10月5日
				開催回数	1 回	参加人数	3 名
				行 事 内 容	高校生に動物のいのちを通して、いのちの大切さを学んでいく		
			福山市	行 事 名	命の授業	開催月日	依頼があった時
				開催回数	4 回	参加人数	175 名
				行 事 内 容	小学校～高校生を対象に、動物に対する人間の責任や命の尊さを伝える		
			三原市	行 事 名	三原市動物絵画コンクール	開催月日	令和5年7月1日～11月17日
				開催回数	1 回	参加人数	734 名
				行 事 内 容	市内小学校3年生を対象に、「動物とわたし」というテーマで動物絵画コンクールを実施し、子どもたちの動物愛護精神の高揚を図った。また、30点の入賞作品において表彰式を開催した。		
			獣医師会	行 事 名	動物とのふれあい授業	開催月日	5月8日・15日
				開催回数	2 回	参加人数	阿賀小学校1年生
				行 事 内 容	ウサギとのふれあいを通じて命の大切さについてについて学んでもらう		
	15	その他教育・研修等(学校飼養動物の適正飼養等に関する研修、社会福祉施設を対象とした動物介在活動等)	広島県	行 事 名	動物介在活動	開催月日	通年(平日)
				開催回数	4 回	参加人数	116 名
				行 事 内 容	当センターのモデル犬を「みて」、「さわって」、「におって」、「きいて」もらうことで、命の温かさを感じてもらう。※出張型2回、来所型2回		

	動物の愛護及び適正飼養の広報の拡充	16	普及啓発の拡大（新たに開始したもののみ記載）	県・3市（1/4・広島県） 市町（2/20）	内容： ・譲渡者から送られてくる「譲渡後のエピソード」を新たにHPに掲載 ・動物愛護団体作成チラシの配布 ・ねこのニャンでも相談会を実施。（年2回開催予定）動物愛護推進員が猫に関する相談等に応じる（令和5年9月開始）	
		17	大規模な広報事業（動物愛護キャンペーン等）の実施	広島県	内容： 広島県動物愛護PRキャラバン（11/19、3/10）	
災害対策	市町の地域防災計画等への位置づけの明確化	18	市町の地域防災計画等への位置づけの明確化（該当箇所の引用も記載）	県・3市（4/4） 市町（4/20）	内容： ・地域防災計画に動物愛護管理に関して記載	
	自助の考え方に基づいた同行避難の推進	19	自助の考え方の普及啓発・要領等に則った災害対策	県・3市（4/4） 市町（17/20） 推進員連絡会議	内容： ・ペット防災セミナー ・危機管理部署との体制整備、ポスター掲示 ・日頃からのペットのしつけ、ペットの避難用具の確保備蓄等について広報及びホームページ等で掲載 ・地域防災計画に、飼い主による自助を基本とすること、「ペット受入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用することを記載 ・ホームページで啓発（ペットにも災害時の備えが必要です、災害時のペットとの同行避難） ・パンフレット「人とペットの災害対策ガイドライン」を窓口配布 等	
		20	同行避難の推進（避難訓練等）	広島市	内容： ・当市で作成した「ペットとあなたの災害対策ハンドブック」を作成して、区役所や希望者等に配布を行った。 同行避難可能な避難所の数：（ 原則全て ）箇所、同伴避難可能な避難所の数：（ 不明 ）箇所	
				呉市	内容： ・広報誌への掲載、ホームページへの掲載 同行避難可能な避難所の数：（ 73 ）箇所、同伴避難可能な避難所の数：（ 21 ）箇所	
				福山市	内容： 同行避難可能な避難所の数：（ ）箇所、同伴避難可能な避難所の数：（ 6 ）箇所	
				府中町	内容： ・ホームページで啓発（ペットにも災害時の備えが必要です、災害時のペットとの同行避難）。 パンフレット「人とペットの災害対策ガイドライン」を窓口配布。 同行避難可能な避難所の数：（ 30 ）箇所、同伴避難可能な避難所の数：（ 0 ）箇所	
				海田町	内容： 同行避難可能な避難所の数：（ 4 ）箇所、同伴避難可能な避難所の数：（ 0 ）箇所	
				東広島市	内容： 同行避難可能な避難所の数：（ 179 ）箇所、同伴避難可能な避難所の数：（ ）箇所	
				府中市	内容： ・災害時の同行避難について市ホームページに掲載 同行避難可能な避難所の数：（ 70 ）箇所、同伴避難可能な避難所の数：（ 0 ）箇所	
				推進員連絡会議	内容： ・熊野町東防災交流センターにてペットとの同行避難訓練を実施 同行避難可能な避難所の数：（ 3（熊野町内） ）箇所、同伴避難可能な避難所の数：（ ）箇所	
	動物取扱業者の災害時対策の徹底	21	動物取扱業者への災害時対応マニュアル作成指示等の指導	県・3市（4/4）	内容： ・施設立入時、動物取扱責任者研修時に指導	
	特定動物の災害時対策の徹底	22	特定動物の逸走時の対応マニュアルに基づいた監視・指導	県・3市（4/4）	内容： ・監視時にマイクロチップの装着、逸走時の連絡先等の確認 ・定期監視時に逸送時の対応を指導 ・特定動物の飼養者に監視指導	
	災害時ネットワークの構築	23	動物愛護団体等とのネットワークの構築	推進員連絡会議	内容： ・防災士会、ペット災害危機管理士会との連携	
人材育成	行政担当者の知識・技術の習得の支援	24	行政担当者の知識・技術の習得の支援	県・3市（2/4） 東部保健所	内容： ・市町担当者会議（外部講師によるTNR活動及び地域猫活動の講義） ・狂犬病予防・動物愛護担当者会議 ・4月に市町の担当者に月報の計上方法の根拠、具体的手法について確認の為連絡及び資料送付。係内獣医師への回付。 新人を動物愛護センターへ連れて行き、施設でのしつけ中の技術スタッフに仕事内容について話を聞かせてもらった。	
	動物愛護推進員の育成	25	動物愛護推進員の委嘱	広島県	推 進 員 数	41 名 （獣医師 6 名、 愛玩動物飼養管理士 13 名、 その他 22 名）
				広島市	推 進 員 数	19 名 （獣医師 10 名、 愛玩動物飼養管理士 4 名、 その他 5 名）
				呉市	推 進 員 数	10 名 （獣医師 4 名、 愛玩動物飼養管理士 2 名、 その他 4 名）
				福山市	推 進 員 数	7 名 （獣医師 3 名、 愛玩動物飼養管理士 0 名、 その他 4 名）
					委 嘱 年 月 日	
					委 嘱 年 月 日	
	研修の実施	26	福山市	研修実施回数	1 回	参加者数 4 名
				研修実施年月日	令和5年8月30日	
				研修内容	2022年度の活動報告、2023年度「動物愛護のつどい」について	
	動物愛護推進員の委嘱活動の促進・周知	27	動物愛護推進員の委嘱活動の促進・周知	県・3市（3/4） 推進員連絡会議	内容： ・どうぶつ愛護のつどい等の特別イベントで、推進員ブースを設置 ・動物愛護推進協議会準構成員12名の面接を行い（令和5年11月22日～12月8日）、県の方針の理解を確認し、推進員に推薦 ・HPにて委嘱活動内容の掲載 ・動物愛護の活動を実施している者への勧誘 ・動物愛護推進員紹介動画（youtube）の作成協力 等	

	専門知識を持つ者の育成	28	専門学校等の学生・講師を対象とした研修会の実施	広島市推進員連絡会議	内容: ・専門学校のインターンシップを受け入れ ・愛媛県河原学園 川原アイペットワールド専門学校にて、ペット災害危機管理士3・4級講座を開講
		29	専門学校等における動物の適正飼養指導	実績なし	
	専門知識等を持つ人材の活用	30	人材情報を関係者間で共有する仕組みの構成	広島市推進員連絡会議	内容: ・しつけ方教室及び猫の飼い方教室において、専門知識を有する者に講師を依頼 ・防災士会、ペット災害危機管理士会の他、各地域での勉強会を実施
調査研究の推進	行政、県獣医師会等関係団体、研究機関との連携強化	31	人と動物の共通感染症に関する調査・研究・施策反映	獣医師会	内容: ・SFTSの検査実施
	研究目録の作成	32	過去の調査研究の取りまとめ	広島県	内容: ・業務概要に掲載
	マイクロチップの装着等所有者明示措置の推進	33	一般飼養者のマイクロチップ装着の徹底	県・3市(3/4) 市町(3/20) 獣医師会	内容: ・譲渡前講習会での説明、譲渡動物に対するマイクロチップ装着、イベント時に啓発リーフレットの配布、ポスター掲示、ホームページ、広報誌、窓口でチラシの配布、会員動物病院へリーフレットとポスター配布、広報誌に掲載 等
		34	マイクロチップリーダーの配備	広島県	内容: 配備場所: 動物舎、受付 、配布台数: 3 台
				広島市	内容: ・猫舎、処置室及び病理室に計3台配備 配備場所: 猫舎、処置室、病理室 、配布台数: 3 台
				呉市	内容: 配備場所: 動物愛護センター、保健所 、配布台数: 2 台
				福山市	内容: 配備場所: 福山市動物愛護センター 、配布台数: 3 台
				廿日市市	内容: ・配備済み 配備場所: 、配布台数: 台
				府中町	内容: 配備場所: 環境課 、配布台数: 1 台
				海田町	内容: 配備場所: 本庁地域みらい課 、配布台数: 2 台
				熊野町	内容: 配備場所: 庁舎(熊野町生活環境課) 、配布台数: 1 台
				坂町	内容: 配備場所: 坂町 環境防災課 、配布台数: 1 台
				安芸高田市	内容: 配備場所: 安芸高田市役所 、配布台数: 4 台
				北広島町	内容: ・R3・R4・R5年度に野良犬・野良猫対策事業補助金を活用し、マイクロチップリーダーを計2台購入 配備場所: 芸北支所・本庁・大朝支所 、配布台数: 3 台
				江田島市	内容: 配備場所: 本庁、江田島・能美・沖美市民センター、三高支所 、配布台数: 5 台
				三原市	内容: 配備場所: 三原市 生活環境課 、配布台数: 1 台
				世羅町	内容: ・担当課へ過去に配備済み 配備場所: 、配布台数: 台
				尾道市	内容: 配備場所: 環境政策課 、配布台数: 1 台
				府中市	内容: 配備場所: 府中市役所本庁舎 、配布台数: 1 台
				獣医師会	内容: 配備場所: 獣医師会および各会員動物病院 、配布台数: 台
		35	搬入された犬猫における所有者情報(マイクロチップ等)の確認	県・3市(4/4) 府中市	内容: 検査頭数: 2,842 頭 (うち陽性頭数: 2 頭)
	野良犬及び野良猫の引き取り頭数の削減	36	野良犬の収容頭数削減対策	県・3市(4/4) 府中市 推進員連絡会議	内容: ・苦情相談対応時に餌やり者に対する指導、譲渡前講習会等での啓発 ・HPIにて、放し飼いの禁止や遺棄禁止について周知 ・過去の苦情や収容場所により、重点取組地点を設定 ・チラシの作成及び配布、苦情相談対応等 ・チラシの作成(町内会による「エサやり禁止」の取り組み支援) ・野犬の母犬から生まれた子犬の預かり・譲渡 等

37	野良猫の収容頭数削減対策	県・3市(4/4) 市町(3/20)	内容: ・苦情相談対応時に餌やり者等に対する指導、地域猫活動の推進、譲渡前講習会等での啓発 ・HPにて、地域猫や猫の適正飼養、遺棄禁止について周知 ・複数回の持ち込みや、苦情対応を行った餌やり者をリスト化し、重点的に現地確認 ・苦情対応を行った餌やり者を訪問し、現地確認を行い指導 ・地域猫活動について、広報誌に掲載。また、野良猫に関する苦情の際に紹介。 ・チラシの作成(適正飼養、町内会による「エサやり禁止」の取り組み支援) 等
38	地域における野良犬(野良猫)対策協議会の設置(支援)	庄原市	内容: ・野良猫の避妊・去勢手術費用補助
39	野良犬野良猫を生み出さないための県民の取組支援	県・3市(2/4) 推進員連絡会議	内容: ・「広島県地域猫活動ガイドライン」に則した地域猫活動への協力と対象の猫への不妊去勢手術助成 ・地域猫活動の支援 ・相談があれば対応
40	引き取る犬猫に関する情報収集の強化(協力)	県・3市(2/4) 市町(4/20)	内容: ・引取り依頼相談時に飼い主がいなかったの確認、すみか及び餌やりの情報等聴取 ・引取りの相談を受けた際、場所や所有者の有無、引き取りを依頼するに至った経緯について情報収集 ・保護した猫について聞き取り ・犬猫相談に関し、原因者が福祉支援を受けている者の可能性がある場合に、福祉部局等と情報共有 ・市民等からの通報があった際の記録、現地確認や市内パトロール。担当職員による一時保護。 等
41	飼い主のいない猫の支援活動の推進(地域猫活動、TNR活動等)	広島県	助成内容 ■ 無料で手術 □ 定額補助 □ その他() 助成開始年月日 平成28年4月1日 R6年度予算 9,450 千円 R5年度実績 地域猫活動の協力要請があった地域について52箇所承認(595頭手術実施)
		広島県	行事名 地域猫セミナー 開催回数 回 開催月日 (令和5年8月～)毎月第一木曜日 参加人数 10 名 行事内容 行事内容:地域猫活動、地域猫活動の進め方、不妊去勢手術にかかわる県助成制度についての説明 ※単独事業
		広島市	助成内容 ■ 無料で手術 □ 定額補助 □ その他() 助成開始年月日 センターでの手術・・・平成26年年12月21日 獣医師会に委託して行う手術・・・令和4年年6月1日 R6年度予算 5,899 千円 R5年度実績 センター手術頭数:1,160頭 委託動物病院手術頭数:328頭
		呉市	助成内容 ■ 無料で手術 □ 定額補助 □ その他() 助成開始年月日 平成28年4月1日 R6年度予算 5,805 千円 R5年度実績 437頭
		福山市	助成内容 □ 無料で手術 □ 定額補助 ■ その他(獣医師会に委託し、委託費上限到達後は愛護センターで無料で実施) 助成開始年月日 平成26年7月23日 R6年度予算 1,200 千円 R5年度実績 117匹(支援事業としては、205匹)
		廿日市市	助成内容 □ 無料で手術 □ 定額補助 ■ その他(助成金額内訳のとおり) 助成開始年月日 平成28年4月1日 助成金額内訳 不妊・去勢手術費用・・・上限1万円/匹、 材料経費(給餌、給水、排せつ物処理等に要する経費)・・・上限2万円/年度 通算5万円 R6年度予算 1,200 千円 R5年度実績 計1,682,186円(手術経費:1,245,900円(102匹)、材料経費:436,286円)
		府中町	助成内容 □ 無料で手術 □ 定額補助 ■ その他(不妊去勢手術費1頭当たり上限額25,000円) 助成開始年月日 令和2年4月1日(府中町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金) 助成金額内訳 飼い主のいない猫の不妊去勢手術に要した経費(耳カットを伴うものに限る) R6年度予算 1,200 千円 R5年度実績 458,370円
		府中町	助成内容 □ 無料で手術 □ 定額補助 ■ その他(地域猫活動団体1団体につき上限額100,000円) 助成開始年月日 平成30年4月1日(府中町地域猫活動団体補助金) 助成金額内訳 府中町に登録した地域猫活動団体が活動に要した経費(餌代、トイレ施設整備費等) R6年度予算 500 千円 R5年度実績 500,000円
		安芸太田町	助成内容 ■ 無料で手術 □ 定額補助 □ その他() 助成開始年月日 令和2年9月10日 助成金額内訳 不妊、去勢手術 メス1頭:16(千円) オス1頭:10(千円) R6年度予算 400 千円 R5年度実績 オス15頭 メス13頭(計28頭) 手術費用(338千円)
		江田島市	助成内容 □ 無料で手術 □ 定額補助 ■ その他(保護器の貸与)
		東広島市	助成内容 □ 無料で手術 □ 定額補助 ■ その他(地域猫活動に要する経費補助) 助成開始年月日 令和3年4月1日 助成金額内訳 地域猫活動に要する経費の実費(年間上限2万円、一団体への通算上限5万円) R6年度予算 200 千円 R5年度実績 申請3件、執行額は5万円
		庄原市	助成内容 □ 無料で手術 ■ 定額補助 □ その他() 助成開始年月日 令和3年9月 助成金額内訳 去勢手術:5千円、不妊手術:10千円 R6年度予算 600 千円 R5年度実績 去勢:19件、不妊:47件
		獣医師会	助成内容 □ 無料で手術 □ 定額補助 ■ その他() R5年度実績 広島県、広島市、呉市の地域猫対策事業への協力
		推進員連絡会議	助成内容 □ 無料で手術 □ 定額補助 ■ その他(格安費用(依頼者負担)にて不妊去勢手術1000匹以上)

飼い犬及び飼い猫の引き取り頭数の削減	42	安易な飼養防止の普及啓発	県・3市(4/4) 市町(6/20)	内容： ・譲渡前講習会での啓発(飼い始める前に) ・HPにて、「ペットを飼う前にもう一度よく考えてください」のページを公開し、啓発 ・犬・猫の譲渡時に終生飼養することが可能かの確認 ・猫の多頭飼育者、野良猫への餌やりに対する指導 ・チラシの作成(適正飼養、室内飼養の指導) ・ホームページ、市広報にて啓発促進　　等			
	43	終生飼養の徹底	広島県	内容： ・譲渡前講習会での啓発、所有権放棄時の指導、市町への広報 引き取り拒否件数： 犬(　　28　　)件　　　　　猫(　　53　　)件			
			広島市	内容： ・HPにて、「終生飼養することが原則」のページを公開し、啓発を行った。 引き取り拒否件数： 犬(　　不明　　)件　　　　　猫(　　不明　　)件			
			呉市	内容： ・市政だより「犬・猫の飼育に関するのルールとマナー」で広報、犬・猫の譲渡時に終生飼養の指導、所有権放棄の相談時に飼い主の責務として終生飼養の指導 引き取り拒否件数： 犬(　　7　　)件　　　　　猫(　　0　　)件			
			福山市	内容： ・譲渡講習会等で実施。 引き取り拒否件数： 犬(　　　　　)件　　　　　猫(　　　　　)件			
			府中町	内容： ・ホームページで啓発(ペットを飼うときをお願い、動物の虐待・遺棄は犯罪です！)。広報に記事を掲載。			
			安芸高田市	内容： ・猫の多頭飼育者、野良猫への餌やりに対する指導 ・動物遺棄禁止の市内放送・通知広報、チラシの配布			
			東広島市	内容： ・動物愛護団体作成チラシの配布。			
			推進員連絡会議	内容： ・啓発パンフの配布、相談対応			
			44	所有者のいる犬猫の適切な繁殖制限措置の推進	呉市	助　成　対　象	☐ 飼い犬 ☒ 飼い猫
			助成開始年月日	平成7年11月1日			
			助成金額内訳	猫の不妊手術1頭3,500円　猫の去勢手術1頭2,500円			
			R6年度予算	845　千円	R5年度予算	851　千円	
			R5年度実績	雌187頭、雄97頭			
犬の登録・狂犬病予防注射の促進	45	集合注射	県・3市(3/4) 市町(20/20)	実施日数	1～25　日	注射会場数	3～211　か所
				登録手数料	3,000　円	注射料金	2,500～2,550　円
				注射済票交付手数料	550～620　円		
		46	臨時の集合注射(4～6月以外)	実績なし	内容：		
		47	注射済証と注射済票交換の啓発	県・3市(4/4) 市町(9/20) 保健所(1/7) 獣医師会	内容： ・譲渡前講習会での啓発 ・ボランティア大学生と共同作成したチラシを配布 ・市政だより、広報誌、ホームページに掲載 ・県獣医師会福山支部との注射済票交付委託契約 ・未接種者への啓発ハガキ送付 ・市の狂犬病予防注射専用ウェブページ ・町内会回覧 ・犬の登録、注射済票の交換に来られた方へ資料を渡して説明 ・集合注射の案内に記載 ・動物病院等への啓発 ・会員動物病院で実施 等		
犬猫の返還・譲渡促進	元の所有者等への返還所有者等への返還	48	ホームページ情報の充実	広島県	内容： ・收容情報の掲載 写　真　の　掲　載 ☒ あり ☐ なし		
				広島市	内容： ・HPにて、センターで收容した飼い主不明犬の情報を公開した。 写　真　の　掲　載 ☒ あり ☐ なし		
				呉市	内容： ・動物の性格、特徴、收容場所等の詳細を記載している。 写　真　の　掲　載 ☒ あり ☐ なし		
				福山市	内容： ・收容後7日間ホームページに掲載 写　真　の　掲　載 ☒ あり ☐ なし		
				安芸高田市	内容： ・ホームページではないが、市内IP告知端末への掲示 写　真　の　掲　載 ☒ あり ☐ なし		
				神石高原町	内容： ・迷い犬保護の情報のHP掲載による、所有者への返還促進 写　真　の　掲　載 ☒ あり ☐ なし		
				三次市	内容： ・警察署と連携し、聴き取った情報と共にホームページに掲載している。 写　真　の　掲　載 ☒ あり ☐ なし		
				推進員連絡会議	内容： ・動物愛護推進員が参加している団体にてHP、SNSへの迷子犬猫の掲載多数 写　真　の　掲　載 ☒ あり ☐ なし		
				49	ボランティア等との連携	県・3市(4/4) 市町(3/20) 推進員連絡会議	内容： ・動物愛護推進員等が県HPの迷子情報をSNSで拡散 ・動物愛護推進員と情報共有 ・ポスティング ・ボランティアが主にSNSにて迷子犬猫の情報を発信しており、可能な範囲で協力　　等
	犬及び猫の譲渡の促進	50	譲渡制度の見直し	広島県	内容： ・譲渡に係る業務を民間委託し、民間のノウハウを取り入れた。来場しやすいように、土曜日にも譲渡会を開催		
		51	関係団体との連携拡大(新たに行ったものみ記載)	実績なし			

		52	ホームページの譲渡情報の充実	広島県 広島市 呉市 福山市 東広島市 推進員連絡会議	内容: ・譲渡情報の掲載 写真の掲載: ☒ あり ☐ なし 内容: ・性格等の情報を含め、多くの情報を盛り込んだ。 写真の掲載: ☒ あり ☐ なし 内容: ・譲渡対象犬猫の特徴、性格等の掲載 写真の掲載: ☒ あり ☐ なし 内容: ・譲渡対象となった場合、ホームページで掲載 写真の掲載: ☒ あり ☐ なし 内容: ・ボランティアと市が共催している譲渡会の情報をホームページ上で掲載している。 ・令和6年度から、本市の譲渡犬猫不妊去勢手術費補助金申請者の術後の保護犬猫の情報を掲載できるよう制度の見直しを行った。 写真の掲載: ☐ あり ☒ なし 内容: ・動物愛護推進員が参加している団体又は個人の、ホームページ、SNSにて譲渡犬猫の情報多数 写真の掲載: ☒ あり ☐ なし
		53	譲渡制度及び譲渡動物の情報発信の強化	県・3市(4/4)	内容: ・YouTubeの投稿、SNSの発信 ・HPや広報誌で譲渡会等について広報
動物の健康・安全の確保	動物の域・虐待の防止	54	動物の遺棄・虐待防止の周知	県・3市(4/4) 市町(11/20) 推進員連絡会議	内容: ・「動物の遺棄・虐待防止」を住民及び市町の要望に応じて配布 ・HPにて、遺棄の禁止や終生飼養について周知 ・動物愛護センター内及び野外看板に動物の遺棄虐待防止のポスター掲示 ・チラシ配布、ポスター掲示 ・町民から苦情や通報があれば、現場確認ののち指導 ・市のHPで、「動物遺棄は犯罪であること」、「飼えなくなった場合は動物愛護センターに相談すること」を周知するとともに、広報で年に1回(動物愛護週間がある9月に)、ペットの遺棄虐待の禁止を啓発。 ・遺棄・虐待についてのHP作成。広報での周知 ・関係チラシを自治協、住民へ回覧 等
		55	調査・指導の徹底	県・3市(4/4) 市町(5/20)	内容: ・苦情対応時の聞き取り、遺棄・虐待疑いの事案について警察と連携 ・電話情報により現地訪問し、調査・確認・指導 ・取扱業監視、苦情対応時に周知 ・町民から苦情や通報があれば、現場確認ののち指導 ・市民から虐待の通報があった場合、毎月一回程度、県動物愛護センター職員とともに、その被疑者の自宅を訪問・聞き取りを行い、確認されれば、愛護センターから指導・注意 ・広島県動物愛護センターの指導に同行 ・犬の鳴き声の情報や苦情、猫の多頭飼育の情報や苦情があった際に現地確認を行い適正な飼養の指導の実施 ・通報があれば現地確認及び指導を実施 等
周辺生活環境の保全と動物による危害防止	地域ルール遵守の指導・啓発	56	犬の適正飼養の指導・啓発	県・3市(4/4) 市町(17/20) 推進員連絡会議	内容: ・苦情相談対応時に飼養者に対し指導、譲渡前講習会等での啓発 ・HPやチラシでの適正飼養の周知、しつけ教室の開催及び指導依頼に基づく指導を実施 ・市民から虐待の通報があった場合、毎月一回程度、県動物愛護センター職員とともに、その被疑者の自宅を訪問・聞き取りを行い、確認されれば、愛護センターから指導・注意(ただし、市民から不適正な飼養である旨通報があった箇所に限る。) ・広報誌、チラシ回覧、啓発看板等の貸出で啓発 ・市政だより「犬・猫の飼育に関するのルールとマナー」 ・動物愛護センター、市のホームページ ・電話や現地訪問による指導 ・愛護週間行事のパネル展示 ・しつけ方教室 ・犬の係留違反、無駄吠え等に関する指導 ・「糞の後始末の徹底」などのチラシや看板を市で用意するなど、町内会と連携して取り組みを実施 ・各種イベントでのパンフ・ポスターの配布、相談対応 等
		57	猫の適正飼養の指導・啓発	県・3市(4/4) 市町(17/20) 推進員連絡会議	内容: ・苦情相談対応時に飼養者に対し指導、譲渡前講習会等での啓発 ・HPやチラシでの適正飼養の周知 ・しつけ教室の開催及び指導依頼に基づく指導を実施 ・市民から虐待の通報があった場合、毎月一回程度、県動物愛護センター職員とともに、その被疑者の自宅を訪問・聞き取りを行い、確認されれば、愛護センターから指導・注意(ただし、市民から不適正な飼養である旨通報があった箇所に限る。) ・広島県動物愛護センターの指導に同行 ・広報誌、チラシ回覧、啓発看板等の貸出で啓発 ・市政だより「犬・猫の飼育に関するのルールとマナー」 ・動物愛護センターのホームページ ・電話や現地訪問による指導 ・苦情対応時 ・愛護週間行事のパネル展示で周知 ・猫の多頭飼育者、野良猫への餌やりに対する指導 ・「室内での飼養」「糞の後始末の徹底」などのチラシや看板を市で用意するなど、町内会と連携して取り組みを実施 ・各種イベントでのパンフ・ポスターの配布、相談対応 等
		58	無責任な餌やり行為防止の強化	県・3市(4/4) 市町(15/20) 推進員連絡会議	内容: ・苦情相談対応や引渡し、保護作業時に情報を収集し、エサやり者に対し指導 ・HPやチラシ、広報紙、市内放送、窓口での周知 ・しつけ教室の開催及び指導依頼に基づく指導 ・市民から虐待の通報があった場合、毎月一回程度、県動物愛護センター職員とともに、その被疑者の自宅を訪問・聞き取りを行い、確認されれば、愛護センターから指導・注意(ただし、市民から不適正な飼養である旨通報があった箇所に限る。) ・広島県動物愛護センターの指導に同行 ・市政だより「犬・猫の飼育に関するのルールとマナー」 等
	犬咬傷事故未然防止の徹底	59	テキストの作成・活用	県・3市(2/4)	内容: ・啓発リーフレットを住民及び市町の要望に応じて配布 ・当市で作成した「犬の飼い方ハンドブック」を配布
	特定動物の飼い主の社会的責任の遵守	60	特定動物の飼い主責任の周知徹底	県・3市(4/4)	内容: ・マイクロチップによる所有者明示の指導 ・定期監視時に徹底指導

	特定動物飼養許可施設の監視・指導の徹底	61	特定動物飼養許可施設の定期的監視の実施	広島県	内容： 施設数(12 件)，立入件数(1 件)，指導件数(0 件)
				呉市	内容： 施設数(1 件)，立入件数(1 件)，指導件数(0 件)
				福山市	内容： 施設数(3 件)，立入件数(3 件)，指導件数(0 件)
	狂犬病対応マニュアルの活用	62	狂犬病対応マニュアルの改正	実績なし	
		63	狂犬病の発生及び蔓延防止	呉市 保健所(2/7)	内容： ・狂犬病注射事業の実施，指導 ・令和6年2月21日に広島県獣医師会備後支部、府中市、神石高原町、県動物愛護センターと狂犬病予防担当者会議を実施、参加
	人と動物の共通感染症防止	64	普及啓発資料の作成・活用	県・3市(2/4) 市町(2/20) 推進員連絡会議	内容： ・譲渡前講習会での説明、SFTSに対する注意喚起をHP及び地域猫活動者に周知 ・動物由来感染症パンフレット、環境省作成のパンフレット「動物由来感染症ハンドブック2022」の配布 ・ペット防災セミナーにて「レプトスピラについて」講演
動物取扱業者の適正化	動物取扱業者への監視指導の強化	65	動物取扱業者への監視指導の実施	県・3市(4/4)	内容：
		66	動物取扱業のさらなる適正化と動物の不適正な取り扱いへの対応強化	県・3市(2/4)	内容： ・新規・更新検査時，定期・臨時監視時の指導 ・動物取扱業の監視を実施(47件)
		67	販売される犬猫のマイクロチップ装着の確認	実績なし	内容：
	飼い主の責務に関する説明の徹底	68	動物取扱業者による購入者等への説明の徹底	県・3市(4/4)	内容： ・動物取扱業の監視及び動物取扱責任者研修において指導及び説明 ・登録、更新及び苦情調査の際に指導を実施 ・研修会，説明会，新規・更新検査時，定期・臨時監視時の指導 ・動物取扱責任者研修会で説明(2回) ・動物取扱業の監視を実施(47件)
		69	マイクロチップ登録制度についての購入者への説明	県・3市(2/4)	内容： ・研修会，説明会，新規・更新検査時，定期・臨時監視時の指導 ・動物取扱業の監視を実施(47件)
	動物取扱責任者研修内容の充実	70	動物取扱責任者研修内容の充実	広島県	開 催 日 11月14日・15日・17日・30日 開 催 回 数 4 回 受講者数 91 名 講 師 当所職員 内 容 動物愛護管理関係法令、動物由来感染症の講義 ※11/30＝オンラインによる開催
				広島市	開 催 日 YouTube上で研修動画を公開 開 催 回 数 1 回 受講者数 79 名 講 師 内 容 動物取扱業者が守るべき基準等について
				福山市	開 催 日 令和5年12月1日・8日 開 催 回 数 2 回 受講者数 32 名 講 師 愛護センター獣医師 内 容 動物愛護及び管理に関する法律改正の要点を説明
	業界全体の資質向上	71	業界全体の資質向上への協力	実績なし	
実験動物・産業動物の適正な取扱いの推進	実験動物施設への普及啓発	72	実験動物施設へのアンケート等による飼養状況等の把握	実績なし	
		73	「3Rの原則」及び実験動物の飼養保管等基準の普及啓発	実績なし	
	畜産業者等への指導	74	アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の普及・啓発	実績なし	
その他	その他	75	狂犬病予防注射会議への出席	東部保健所	内容： ・市町担当者へ、法改正による報告内容の変更により、月報の様式等変更が必要になる旨と記入方法について周知

(2) 令和5年度動物愛護管理実績

①犬・猫の引取り及び処分の状況

令和5年度

自治体名		保護	引渡	所有権放棄	計		返還	譲渡			個人譲渡率(%)	安楽死処分頭数			
						令和元年度比(%)		個人	団体	計		(環境省分類)			計
												①	②	③	
広島県	犬	89	501	31	621	41.1	31	171	417	588	28	45	0	14	59
	ねこ		111	258	369	36.2	1	75	259	334	20	23	0	13	36
	計	89	612	289	990	39.1	32	246	676	922	25	68	0	27	95
広島市	犬	9	11	4	24	23.8	9	10	5	15	42	0	0	0	0
	ねこ		95	26	121	58.2	4	25	63	88	21	0	0	28	28
	計	9	106	30	145	46.9	14	35	68	103	24	0	0	28	28
呉市	犬	11	51	0	62	33.0	5	28	36	64	45	0	0	2	2
	ねこ		36	0	36	5.3	2	1	33	34	3	0	0	0	0
	計	11	87	0	98	11.2	7	29	69	98	30	0	0	2	2
福山市	犬	22	320	13	355	90.3	47	75	180	255	21	27	0	8	35
	ねこ		125	8	133	21.8	0	57	42	99	43	0	0	39	39
	計	22	445	21	488	48.6	47	132	222	354	27	27	0	47	74
合計	犬	131	883	48	1,062	48.4	92	284	638	922	27	72	0	24	96
	ねこ		367	292	659	26.1	7	158	397	555	24	23	0	80	103
	計	131	1,250	340	1,721	36.5	99	442	1,035	1,477	26	95	0	104	199

※ 環境省事務提要の記入要領に準じて記入

安楽死処分頭数の環境省分類

- ①譲渡することが適切ではない(治療見込みがない病気や攻撃性がある等)
- ②①以外の殺処分
- ③引取後の死亡

②行方不明の届出件数等

(単位：件)

令和5年度

自治体名		届出件数	届出後の状況			
			発見			未発見
			飼い主※	警察	センター	
広島県	犬	59	26	2	2	29
	ねこ	155	67	0	0	88
広島市	犬	50	32	0	0	18
	ねこ	215	113	1	0	101
呉市	犬	30	14	1	0	15
	ねこ	50	24	0	1	25
福山市	犬	67	30	10	1	26
	ねこ	121	43	0	3	75
合計	犬	206	102	13	3	88
	ねこ	541	247	1	4	289

※警察及びセンターで保護されたことにより発見したもの以外

(注)未発見件数には発見の報告のないものも含まれる

③犬による咬傷事故の件数及び状況

令和5年度

区分 自治体名	咬傷事故の総件数	人以外の動物のみの咬傷事故の件数	咬傷犬数	咬傷犬の登録状況等				被害者数						咬傷事故発生時における犬の状況						咬傷事故発生時における被害者の状況						咬傷事故発生後の犬の状況					咬傷事故発生場所		
				飼い犬		野犬	死亡			その他			計	犬舎等にけい留中	けい留して運動中	放し飼い	野犬（放浪犬）	その他	犬に手を出した	けい留しようとした	配達・訪問等の際	通行中	遊戯中	その他	捕獲	引取り	飼養継続	逸走	その他	犬舎等の周辺	公共の場所	その他	
				飼い主判明			飼い主・家族	それ以外	人以外の動物	飼い主・家族	それ以外	人以外の動物																					計
				登録	未登録																												
広島県	56	0	56	38	7	8	3	0	0	0	1	55	0	56	6	14	8	4	24	12	9	8	20	2	5	5	2	42	2	5	17	37	2
広島市	51	0	51	40	1	9	1	0	0	0	0	51	0	51	4	22	5	1	19	9	2	4	19	2	15	0	0	41	0	10	6	29	16
呉市	7	0	7	7	0	0	0	0	0		0	7		7	1	2	0	0	4	3	0	0	4	0	0	0	0	7	0	0	1	6	0
福山市	14	0	14	12	1	1	0	0	0		0	14		14	0	9	2	0	3	1	0	2	10	0	1	0	0	13	1	0	2	9	3
合 計	128	0	128	97	9	18	4	0	0	0	1	127	0	128	11	47	15	5	50	25	11	14	53	4	21	5	2	103	3	15	26	81	21

※ 1頭が複数の事故を起こしている事例や複数頭が1つの事故を起こしている事例があるため、咬傷事故件数や咬傷事故頭数等の合計は合致しない。

※ 環境省事務提要の記入要領に準じて記入

④ 特定（危険）動物の許可状況

令和5年度

自治体名	総計								綱 目	哺乳綱										鳥綱			爬虫綱																				
										霊長目					食肉目					長鼻目	奇蹄目	偶蹄目		ひくいどり目		たか目		かめ目	とかげ目								わに目						
	計		哺乳綱		鳥綱		爬虫綱		科	アテリダ工科		おながざる科		てながざる科		ひと科	いぬ科	くま科	ハイエナ科	ねこ科	ぞう科	さい科	かば科	きりん科	うし科	ひくいどり科	コンドル科		たか科	かみつぎがめ科	とくとかげ科	おおとかげ科	にしきへび科	ホア科	なみへび科	コブラ科	くさりへび科	ママシ	アリゲーター科	クロコダイル科	ガビアル科		
										頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数		頭数	頭数	頭数	頭数	頭数
広島県	12	11	2	1	0	0	10	10		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島市	13	113	6	87	0	0	11	26		0	58	1	5	0	3	0	8	3	2	0	4	3		0	0	0	2	1	0	7	8	0	0		4	2	3	1	0				
呉市	1	2	0	0	0	0	1	2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0			
福山市	3	37	2	30	1	2	2	5		0	15	2	0	0	0	0	10	1	0	0	2	0		2	0	0	2	0	0	1	0	0	0		0	0	2	0	0				
合計	29	163	10	118	1	2	24	43		0	74	3	5	0	3	0	18	4	2	0	6	3		2	0	0	10	3	0	9	9	0	0		4	2	7	1	0				

※ 計の箇所は実数を示しているため、各分類群ごと(哺乳綱・鳥綱・爬虫綱)の箇所数の合計とは一致しない。

※ 環境省事務提要の記入要領に準じて記入

⑤動物取扱業の登録及び立入状況

令和5年度

自治体名	第一種動物取扱業 総事業所 数	第一種動物取扱業者登録業種内訳							業種別 内訳計	第二種動物取扱業 総事業所 数	第二種動物取扱業者届出業種内訳					業種別 内訳計
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り あっせ ん業	譲受 飼養業			譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	
広島県	381	178	234	9	39	48	0	2	510	26	22	8	1	0	2	33
広島市	381	175	262	13	34	30	0	2	516	24	21	3	2	1	2	29
呉市	73	38	40	4	2	5	0	2	91	2	2	0	0	0	1	3
福山市	193	99	113	1	14	14	0	0	241	5	3	1	0	0	1	5
合計	1,028	490	649	27	89	97	0	6	1,358	57	48	12	3	1	6	70

※ 環境省事務提要の記入要領に準じて記入

自治体名	第一種動物取扱業者								告発件 数（第 一動物 取扱業）	第二種動物取扱業者 （法第24条の4に基づく準用）				告発件 数（第 二動物 取扱業）
	法第23条 第1項・第 2項に基づ く勧告数	法第23 条第3項 に基づく 公表数	法第23 条第4項 に基づ く措置 命令数	法第24 条第1項 に基づ く立入 検査件 数	法第24 条第1項 に基づ く立入 検査件 数（施 設数）	法第19 条に基づ く業 務停止 命令数	法第19 条に基づ く登 録取消 命令数	無登録 営業等		法第23条 第1項に基 づく勧告数	法第23条 第4項に基 づく措置 命令数	法第24 条第1項 に基づ く立入 検査件 数	法第24 条第1項 に基づ く立入 検査件 数（施 設数）	無届出 業等
広島県	0	0	0	211	132	0	0	0		0	0	15	12	0
広島市	0	0	0	137	115	0	0	0		0	0	4	3	0
呉市	0	0	0	47	36	0	0	0		0	0	2	1	0
福山市	0	0	0	51	49	0	0	0		0	0	0	0	0
合計	0	0	0	446	332	0	0	0		0	0	21	16	0

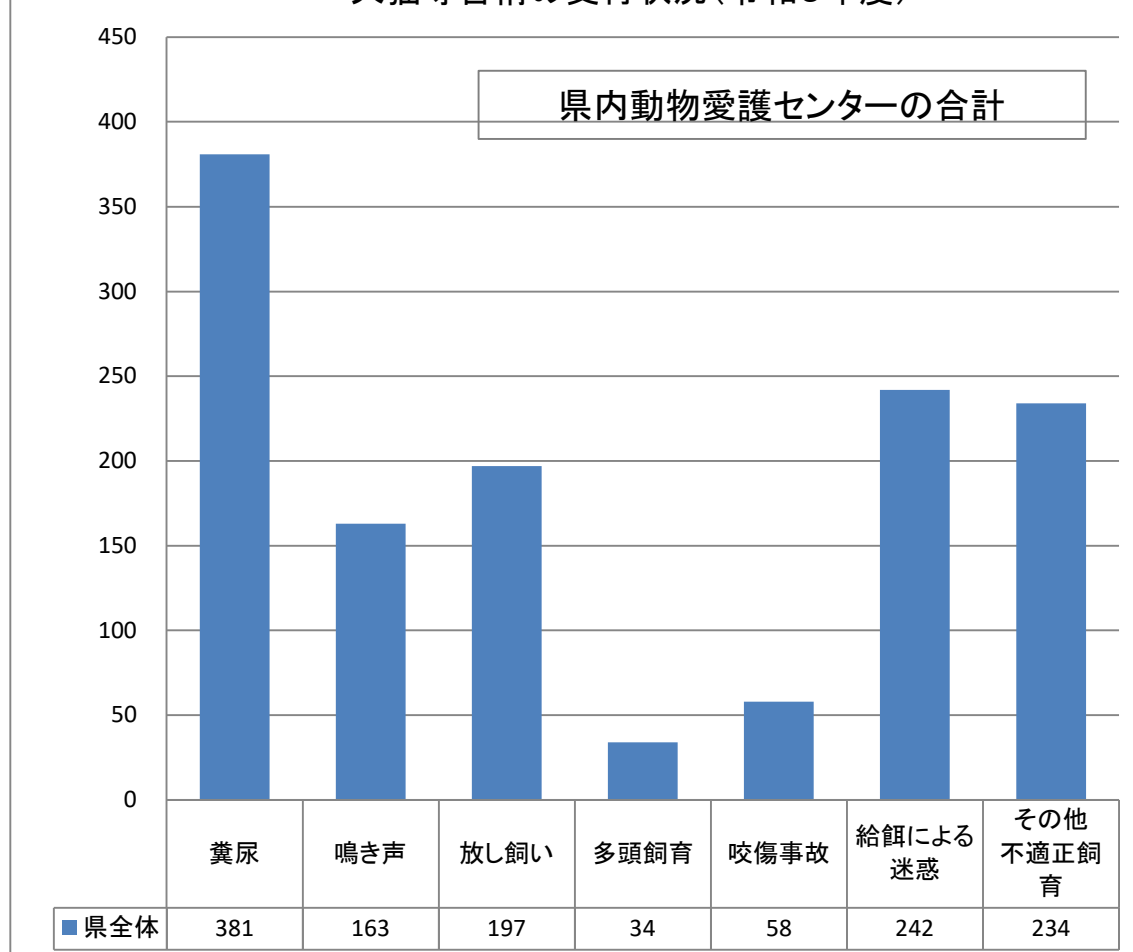
※ 環境省事務提要の記入要領に準じて記入

⑥ 犬・猫等の苦情件数集計表 (単位：件)

令和5年度

		糞尿	鳴き声	放し飼い	多頭飼育	咬傷事故	給餌による迷惑	その他不適正飼育	取扱業	合計
犬	広島県	7	14	8	3	8	6	23		69
	広島市	71	100	84	0	30	0	61		346
	呉市	2	9	6	0	7	0	9		33
	福山市	28	34	22	1	13	2	25		125
	県全体	108	157	120	4	58	8	118		573
猫	広島県	15	1	9	9	0	45	20		99
	広島市	152	2	49	2	0	125	55		385
	呉市	17	2	6	1	0	15	16		57
	福山市	89	1	13	18	0	49	16		186
	県全体	273	6	77	30	0	234	107		727
その他	広島県	0	0	0	0	0	0	0		0
	広島市	0	0	0	0	0	0	9		9
	呉市	0	0	0	0	0	0	0		0
	福山市	0	0	0	0	0	0	0		0
	県全体	0	0	0	0	0	0	9		9
計	広島県	22	15	17	12	8	51	43	18	168
	広島市	223	102	133	2	30	125	125	11	740
	呉市	19	11	12	1	7	15	25	0	90
	福山市	117	35	35	19	13	51	41	5	311
	県全体	381	163	197	34	58	242	234	34	1,309

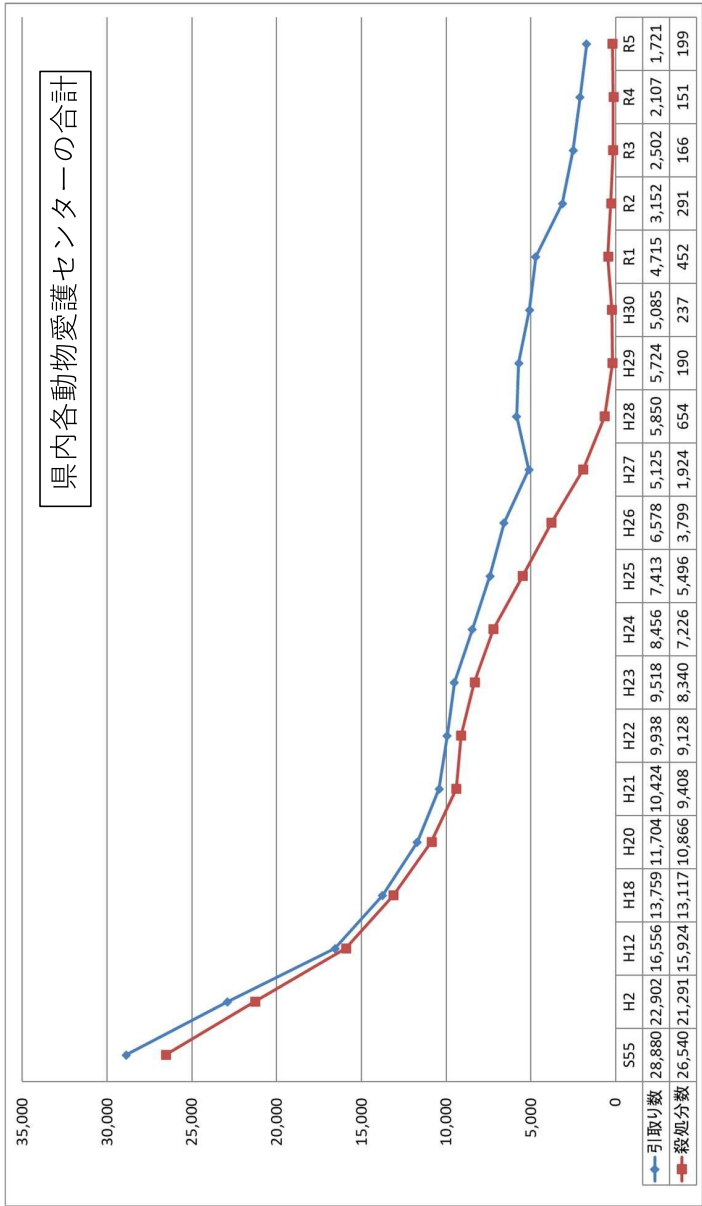
犬猫等苦情の受付状況(令和5年度)



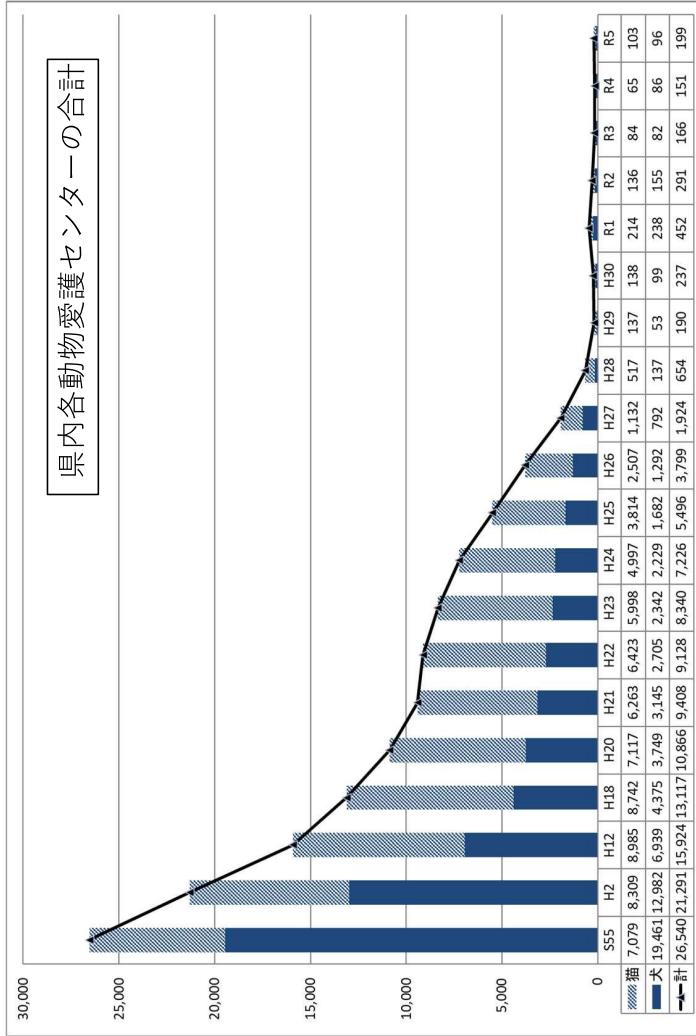
(3) 犬の登録頭数及び狂犬病予防注射済票交付件数（令和5年度）

		登録頭数	登録申請数	予防注射済票 交付件数	狂犬病予防 注射接種率
県 計		48,780	3,599	36,647	75.1
西部	西部計	7,561	683	5,932	78.5
	大竹市	1,457	200	992	68.1
	廿日市市	6,104	483	4,940	80.9
	広島支所	広島計	573	6,173	77.3
		府中町	124	1,434	77.6
		海田町	77	1,019	90.3
		熊野町	70	985	80.9
		坂 町	30	444	81.5
		安芸高田市	175	1,142	69.0
		安芸太田町	17	208	72.2
		北広島町	80	941	72.1
		呉支所	呉計	557	74.2
			江田島市	557	74.2
西部東	西部東計	11,354	907	8,675	76.4
	竹原市	1,346	121	907	67.4
	東広島市	9,724	765	7,517	77.3
	大崎上島町	284	21	251	88.4
東部	東部計	11,849	659	8,094	68.3
	三原市	4,545	273	3,213	70.7
	世羅町	984	52	663	67.4
	尾道市	6,320	334	4,218	66.7
	福山支所	福山計	439	3,986	99.2
		府中市	96	1,395	83.0
		神石高原町	343	2,591	110.9
北部	北部計	5,258	295	3,230	61.4
	三次市	3,182	199	1,903	59.8
	庄原市	2,076	96	1,327	63.9
政 令 市 計		94,936	6,757	65,443	68.9
	広島市	59,910	3,812	41,404	69.1
	呉 市	10,224	669	7,362	72.0
	福山市	24,802	2,276	16,677	67.2
総 計		143,716	10,356	102,090	71.0

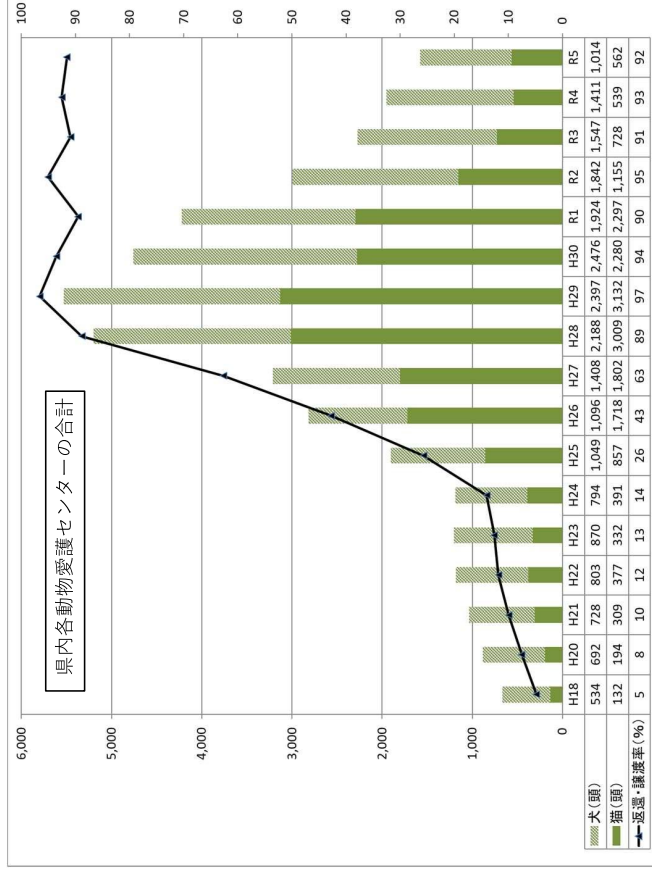
広島県の犬猫引取り数の推移



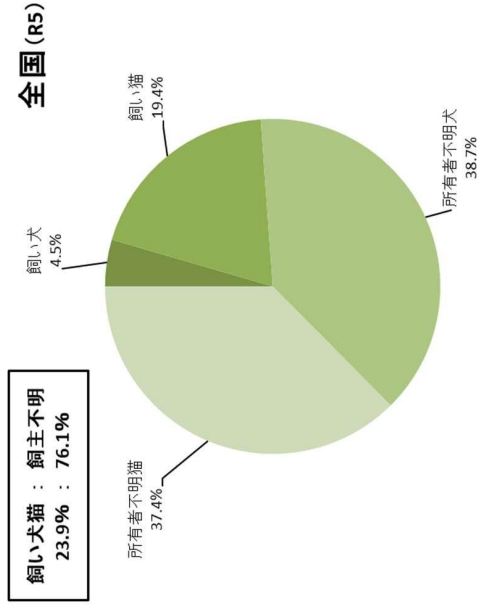
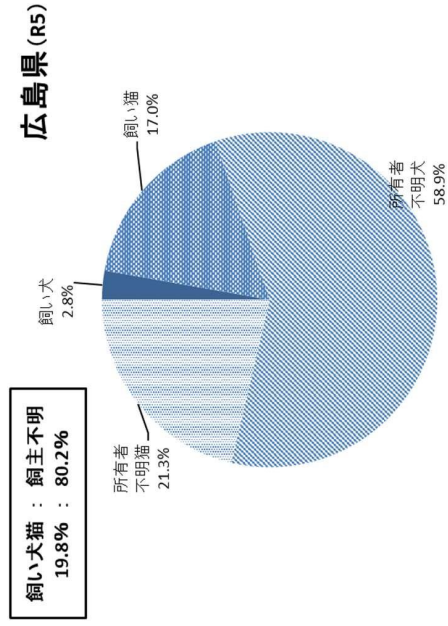
広島県の犬猫殺処分数の推移



広島県の返還・譲渡数の推移



広島県の犬猫の引取り状況



野良犬・野良猫対策事業実施要綱

(目的)

第1条 野良犬・野良猫対策事業は、地域住民とともに地域に生息している野良犬・野良猫を減らすための対策に取り組む県内の市町（広島市、呉市及び福山市を除く。以下同じ。）を支援し、動物愛護センターの犬猫の引取り数及び殺処分数を削減することを目的とする。

(用語の定義)

第1条の1 この要綱で、「野良犬」及び「野良猫」とは、飼い主のいない犬及び猫をいう。

2 この要綱で、「野良犬対策協議会」とは、市町、地域住民（町内会・自治会等）、有識者等を構成員として、野良犬の捕獲等に取り組む協議体をいう。

3 この要綱で、「野良猫対策協議会」とは、市町、地域住民（町内会・自治会等）、有識者等を構成員として、野良猫の対策に取り組む協議体をいう。

4 この要綱で、「地域猫活動」とは、野良猫を原因とする生活環境の悪化を地域の問題とし、地域ぐるみで理解し、これらの猫に不妊去勢手術を施し、給餌、給水、排泄物の処理及び周辺の清掃等の管理を継続的に行い、徐々に地域住民の被害を減らすことを目的とした活動をいう。

5 この要綱で、「動物愛護推進員」とは、動物の愛護や正しい飼い方について助言するなど、地域に根ざした動物愛護活動を行う者で、かつ「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）第38条の規定に基づき県が委嘱する者をいう。

(補助金の交付)

第2条 県は、別に定めるところにより、この要綱に基づく事業の実施に要する経費を補助することができる。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、地域に生息している野良犬・野良猫を減らすための対策に協働で取り組む地域住民、市町、動物愛護センター等であり、補助金交付の対象は市町とする。

(対象事業)

第4条 この事業は、以下の事業を対象とする。

- (1) 野良犬・野良猫対策に関する普及啓発事業
- (2) 動物愛護推進員の活用事業
- (3) 野良犬対策支援事業
- (4) 野良猫対策に係る不妊去勢手術経費の補助事業
- (5) 地域猫活動に係る経費の補助事業
- (6) 野良犬対策協議会及び野良猫対策協議会設置に向けた支援事業
- (7) その他知事が適切と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は対象としない。ただし、別に定める場合は、この限りでない。

- (1) 他の補助制度等の対象となる事業
- (2) 専ら金銭の給付又は料金の減免など経済的給付を目的とする事業

(実施方法)

第5条 県は、市町が提出する事業計画書を審査の上、対象事業を選定する。

2 市町は、必要に応じて事業実施のための要綱等を定め、地域の実情を踏まえ事業を実施するも

のとする。

3 市町長は、事業実施後、広島県知事に対し、事業報告書により事業の成果を報告するものとする。

4 県は、毎年度、事業評価を実施し、対象事業を見直すこととする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、県が別途定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

野良犬・野良猫対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、地域住民とともに地域に生息している野良犬・野良猫を減らすための対策に取り組む県内の市町（広島市、呉市及び福山市を除く。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、地域住民とともに地域に生息している野良犬・野良猫を減らすための対策に取り組む市町とする。

(補助金交付の対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定により提出する書類は、次のとおりとする。

交付申請書	様式	部数	添付書類	様式	提出期限	経由機関
補助金交付申請書	別記様式第1号	1部	1 補助事業計画書	任意	6月30日	動物愛護センター
			2 補助所要額調書	別記様式第2号		

(交付の条件、変更の承認)

第5条 規則第5条第1項の規定により付ける条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更及び経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- 2 補助事業者は、前項第1号及び第2号の知事の承認を受けようとするときは、別記様式第3号及び第4号を提出すること。
- 3 第1項第1号に定める軽微な変更とは、次に掲げる事項に該当する変更をいう。
- (1) 補助申請額の20%以下の減額
 - (2) 内容の変更にあつては、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であつて、補助申請額に変更を生じないもの又は変更を生じる補助申請額が補助申請額の20%以内であるもの
 - (3) 経費の配分の変更にあつては、経費の中の費目相互間における流用であつて、その額がいずれか少ない費目の額の20%以内の変更であるもの

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して30日を経過した日までの間とする。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、知事が補助事業の実施状況について報告を求めたときは、実施状況の報告を行わなければならない。この場合に提出する書類は次のとおりとする。

実施状況報告書	様式	部数	添付書類	様式	提出期限	経由機関
補助事業実施状況報告書	別記様式第5号	1部	1 事業遂行状況報告書	任意	知事が提出を求めた日から起算して14日を経過した日	動物愛護センター
			2 収支状況報告書	任意		

2 知事は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況を調査することができる。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により提出する書類は、次のとおりとする。

実績報告書	様式	部数	添付書類	様式	提出期限	経由機関
補助事業 実績報告書	別記様 式第6 号	1部	1 完了報告書	任意	当該補助対象事業の完了した 日若しくは当該補助対象事業 の廃止の承認を受けた日から 起算して30日を経過した日 又は補助金の交付決定があつ た日の属する県の会計年度の 翌会計年度の4月10日のい ずれか早い日とする。	動物愛護 センター
			2 支出済内訳書	別記様 式第7 号		
			3 補助金概算払精 算書（概算払を受 けているとき）	別記様 式第8 号		

(補助金の概算払交付の請求)

第9条 規則第16条の規定による補助金概算払請求書の様式は、別記様式第9号のとおりとし、その提出期限は、知事が別に定める。

2 補助金の交付を申請する市町が、補助金の交付を概算払により受けた旨を記載した交付申請書を提出し、知事がそれを認めた場合においては、補助金概算払請求書の提出は要しない。

(帳簿等の保存期間)

第10条 規則第21条の規定により帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(財産の処分の制限等)

第11条 削除

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年9月22日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表

1 補助対象事業について

事業 番号	補助対象事業	対象経費	補助 率	補助限度額
A-1	野良犬・野良猫対策に関する普及啓発事業	野良犬・野良猫対策に関する広報・啓発に要する経費（物品等の購入を除く。）	1/3	100 千円
B-1	動物愛護推進員の活用事業	市町が実施する事業について、広島県動物愛護推進員を活用した場合に係る経費	10/10	300 千円
B-2	野良犬対策支援事業	地域に生息する野良犬を減らすために実施する事業に係る経費（物品等の購入を除く。）	10/10	300 千円 （2に該当する場合は50 千円の増額）
B-3	野良猫対策に係る不妊去勢手術経費の補助事業	地域に生息する野良猫を減らすために実施する各事業に係る経費 ①野良猫の繁殖を抑制するための不妊去勢手術に係る経費に係る補助 ②町内会・自治会等が実施する地域猫活動について、地域猫活動対象猫の不妊去勢手術に要する経費に係る補助	10/10	300 千円 （2・3に該当する場合はそれぞれ50 千円の増額）
B-4	地域猫活動に係る経費の補助事業	地域猫対策を行う地域住民（ボランティア）に対して、消耗品（餌・猫砂等）の購入補助を行う場合に係る経費	10/10	300 千円 （2・3に該当する場合はそれぞれ50 千円の増額）
B-5	野良犬対策協議会及び野良猫対策協議会設置に向けた支援事業	野良犬・野良猫対策協議会を新たに設置する場合に係る経費	10/10	300 千円
A-2	その他知事が適切と認めた事業	知事が適切と認める経費（物品の購入については4で認めるものに限る。）	1/3	100 千円

2 野良犬・野良猫対策協議会の設置について

野良犬・野良猫対策協議会を既に設置し、これに係る事業を実施する市町については、一律50千円の増額を行う。（事業費を超えない範囲に限る。）

3 地域猫を含む野良猫対策について

野良猫対策に係る不妊去勢手術経費の補助事業（B-3）、及び地域猫活動に係る経費の補助事業（B-4）を実施する市町については、一律50千円の増額を行う。（事業費を超えない範囲に限る。）

4 「その他知事が適切と認めた事業」において、購入を認める物品は次のとおり。

- （1）野良犬の捕獲機、大型保護サークル、ケージ等
- （2）野良猫の捕獲機、ケージ等
- （3）住民に貸し出すための猫の忌避対策道具等

※ 2・3は併用可能

広島県／令和6年度 地域猫活動についてのアンケート結果

1 要旨

県内 20 市町で地域猫活動を行っている団体に対して、今後の地域猫活動のあり方に検討を加え施策に反映していくため、現在の活動状況について調査を実施した。

2 実施期間

令和6年9月13日～9月30日（18日間）

3 実施方法

郵送でアンケートを送付し、FAX もしくは Microsoft Forms により回答

4 調査対象団体数

199 団体（動物愛護センターが把握する県内全活動団体から無作為抽出）

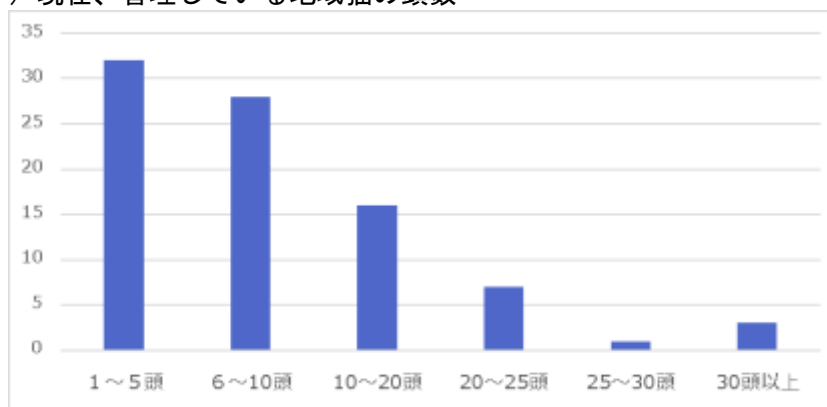
うち、3 件宛先不明で返送、3 件は既に活動終了等により回答辞退

5 回答数

87 団体（回答率 45%）

6 調査事項・結果

（1）現在、管理している地域猫の頭数



1～5頭	32
6～10頭	28
10～20頭	16
20～25頭	7
25～30頭	1
30頭以上	3

（2）活動開始時と比べて、地域猫の数はどのように変わったか



減っている	51
変わらない	22
増えている	14

(3) エサの購入費用 (1 か月あたり)

① 全体 (n=87)



5,000円未満	23
5,000円～10,000円未満	25
10,000～20,000円未満	21
20,000～30,000円未満	12
不明	6

② 地域猫頭数 1 ～ 5 頭 (n=32)



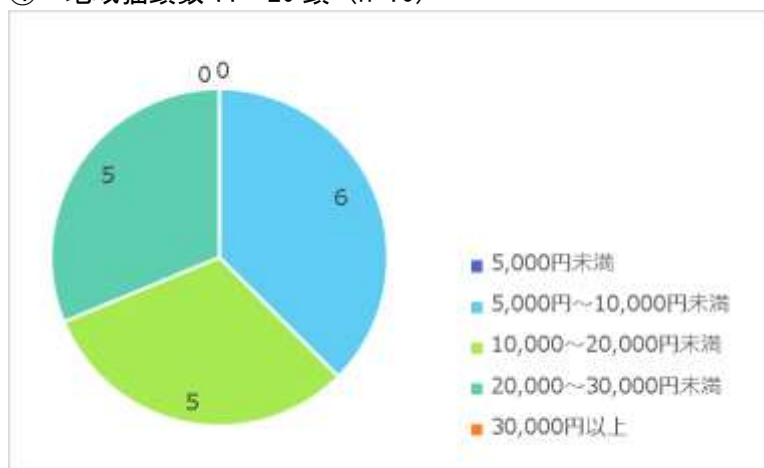
5,000円未満	18
5,000円～10,000円未満	9
10,000～20,000円未満	3
20,000～30,000円未満	1
不明	1

③ 地域猫頭数 6 ～ 10 頭 (n=28)



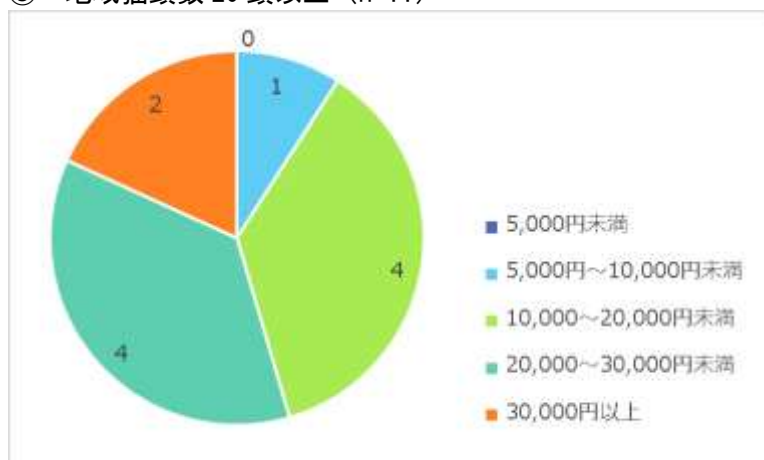
5,000円未満	5
5,000円～10,000円未満	9
10,000～20,000円未満	9
20,000～30,000円未満	2
30,000円以上	2
不明	1

④ 地域猫頭数 11～20 頭 (n=16)



5,000円未満	0
5,000円～10,000円未満	6
10,000～20,000円未満	5
20,000～30,000円未満	5
30,000円以上	0

⑤ 地域猫頭数 20 頭以上 (n=11)



5,000円未満	0
5,000円～10,000円未満	1
10,000～20,000円未満	4
20,000～30,000円未満	4
30,000円以上	2

(4) 消耗品 (猫砂等) の購入費用 (1 か月あたり) (n=87)



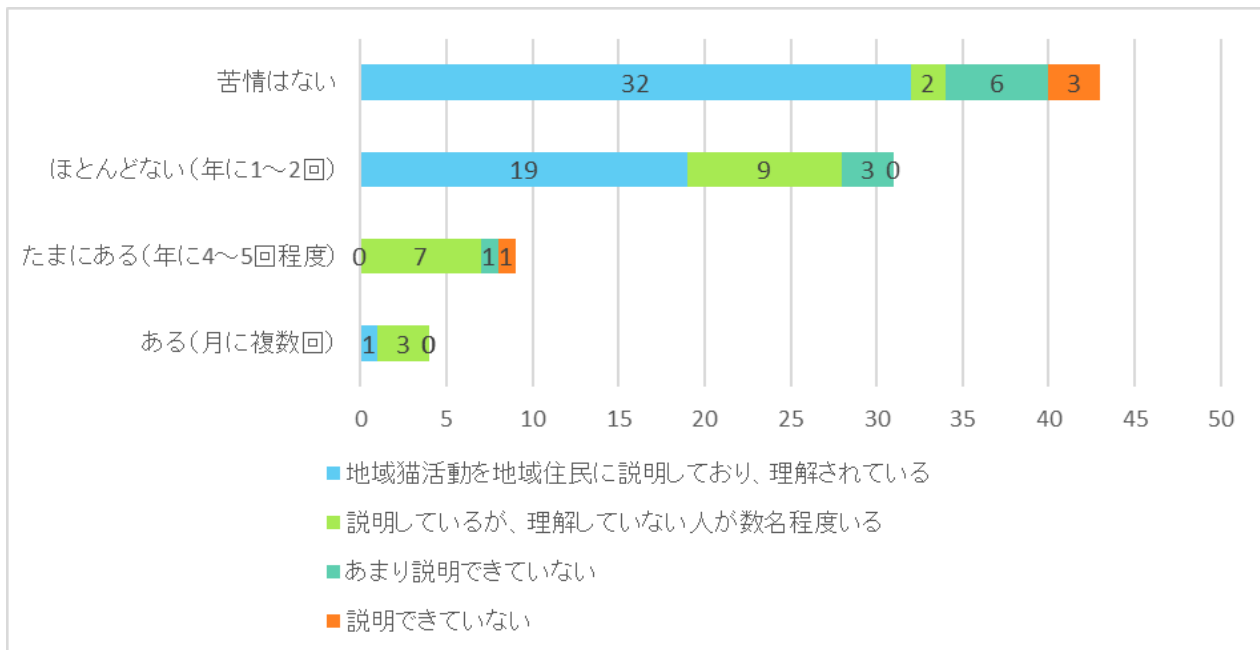
5,000円未満	64
5,000円～10,000円未満	10
10,000～20,000円未満	6
20,000～30,000円未満	1
30,000円以上	0
その他 (未記載等)	6

※ 地域猫頭数による差はほとんどなかった。

(5) 餌場・トイレはどこに設置しているか。(記述回答)

概ね、活動者の土地の一部に設置している。まれに町内会の共有スペース。

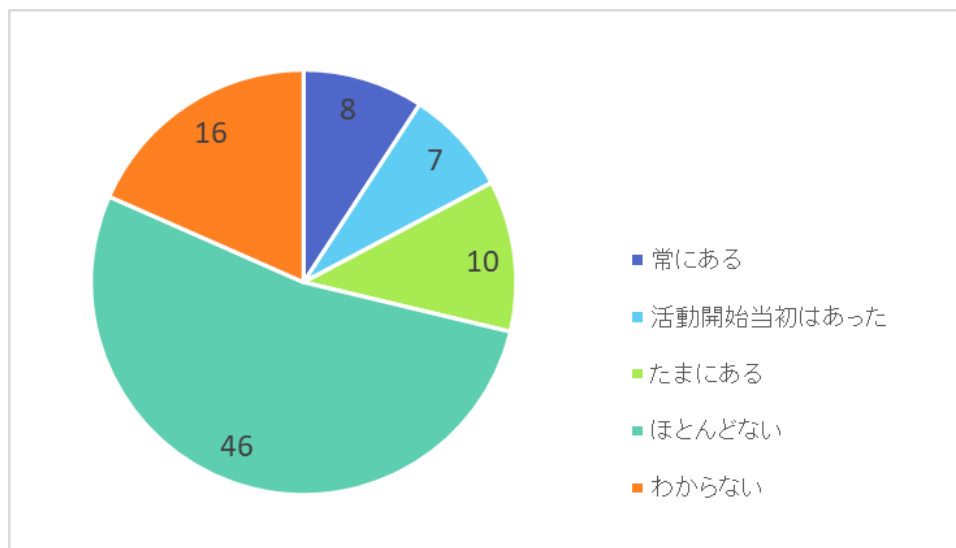
(6) 土地の管理者・周辺住民等からの苦情件数 (n=87)



(7) 苦情の内容 (記述回答)

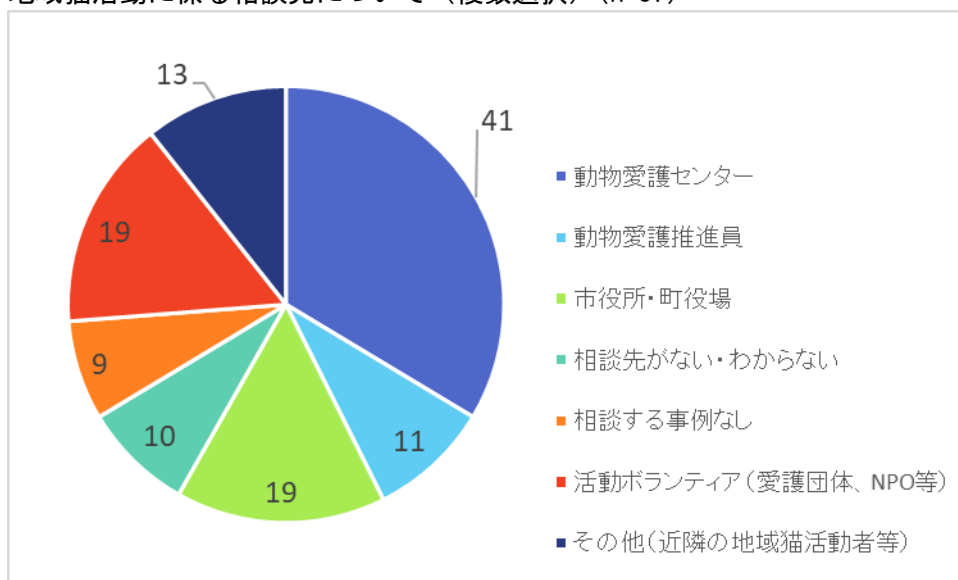
多くが糞尿等によるものであったが、活動自体の無理解に係るトラブルも確認された。

(8) 地域猫活動に係る居住市町からの援助について (n=87)

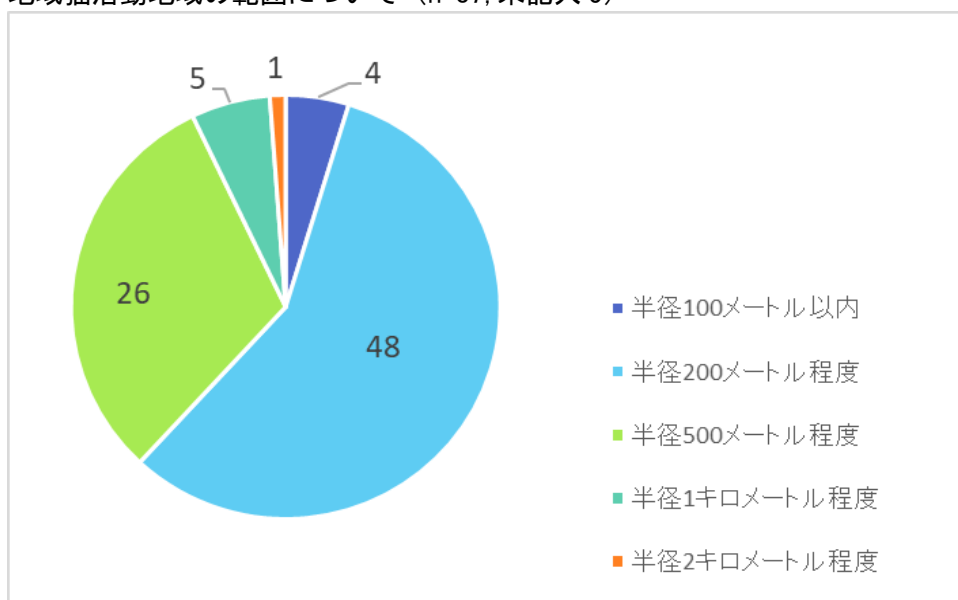


※ 同一市町であっても「常にある」と答えた方と「ほとんどない」と答えた方がおり、活動者の捉えようにもよると考えるが、半数は「ほとんどない」との回答であった。

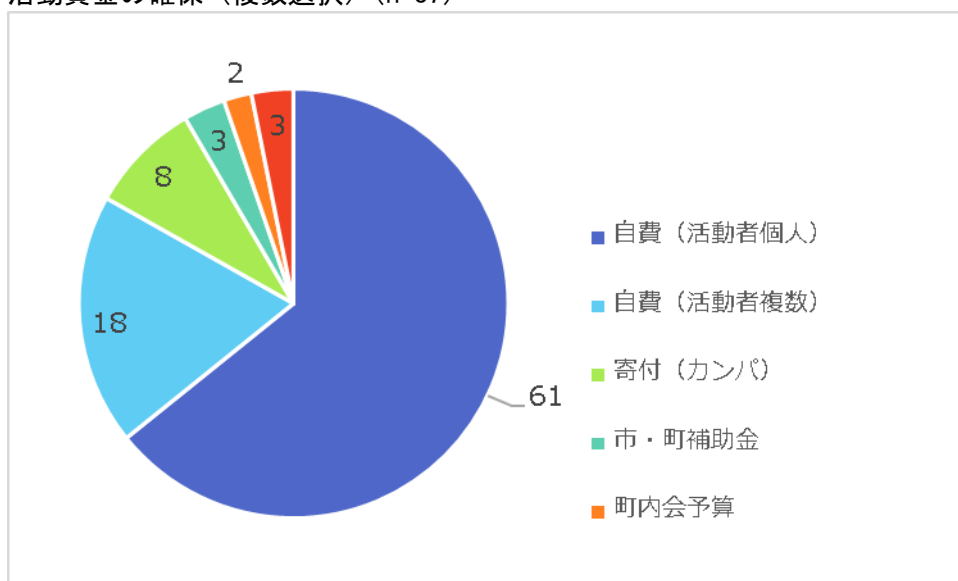
(9) 地域猫活動に係る相談先について（複数選択）（n=87）



(10) 地域猫活動地域の範囲について（n=87, 未記入3）



(11) 活動資金の確保（複数選択）（n=87）



(12) 活動していく上で困ったこと（記述回答・意見多数を抜粋）

- ・ 治療費、エサ代の出費
- ・ 糞尿については、トイレを設置していても他人の敷地であることがあり、完全な解決は難しい。
- ・ 地域猫活動対象外の野良猫がやってきて、周辺に住み着いている。
- ・ 地域猫活動とは別に、猫に餌をやる人がいる。
- ・ なかなか捕獲ができない間に出産を繰り返し、増えている。

地域猫活動における実施基準（ミニмумスタンダード）の検討について

1 基準を定める目的

平成 28 年度から広島県が全額助成を行ってきた地域猫活動に係る不妊去勢手術について、これまで地域猫活動の普及といった一面においては重要な役割を果たしてきたが、一方で、本来、地域が主体となるべき本質的部分においても地域猫活動に関する責任は全て県が負うかのように捉えられ、地域の当事者意識の欠如を助長してきた面も指摘できる。

地域猫活動は最終的に地域に住み着く「飼い主のいない猫」がいなくなり、猫に起因した地域トラブルが解決される状態を目指す取組であり、地域住民は自分事として考え意見を発し、他者との違いを認め、それぞれができることを見つけていく必要があり、その他の関係者もそれぞれの役割を果たしていく必要がある。

したがって、改めて地域猫活動に関わる主体ごとの役割を明らかとし、地域における取組を正しく推進するため、「地域猫活動における最低限の実施基準（ミニмумスタンダード）」（地域猫 MS）の検討を進めていく。

2 地域猫 MS の検討スタンス

- ・ 地域猫 MS は、これまで県内で取り組まれてきた地域猫活動の内容を踏まえる。
- ・ 地域ごとの特色や事情により地域猫活動の形は様々であることを踏まえ、地域猫 MS は原則であるが、形式的にではなく実質的にトラブル解決が図られることを優先する。
- ・ 以上を踏まえ、地域猫 MS は「経験上こうした方がうまくいく可能性が高いと考えられるのでおすすめする、地域猫活動の進め方」というニュアンスで検討する。

3 地域猫 MS で整理する主体区分（案）

- ① 地域住民（自治会等）、② 地域住民（実働者）、③ 地域住民以外の協力者（外部ボランティア）、④ 市町、⑤ 県

4 その他の検討事項（案）

- ① 必要な基本取組、② 参考事項 等

5 検討スケジュール（案）

検討時期	検討内容
令和 7 年 2 月～4 月	・ 県食品生活衛生課より、地域猫 MS 骨子を提示 ・ 県内 4 動物愛護センターより意見を聴取
令和 7 年 5 月～6 月	・ 聴取した意見を基に地域猫 MS（案）を作成
令和 7 年 7 月	・ 動物愛護管理推進協議会委員より意見を聴取
令和 7 年 8 月	・ 聴取した意見を基に地域猫 MS（成案）を作成し公開

広島県地域猫活動アドバイザー認定要綱

(目的)

第1条 市町等において、地域が主体となって地域猫活動の推進に意欲的に取り組むことを支援するため、「広島県地域猫活動アドバイザー」（以下、「アドバイザー」という。）を認定し、その運用について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱で「地域猫活動」とは、野良猫を原因とする生活環境の悪化を地域の問題とし、地域ぐるみで理解し、これらの猫に不妊去勢手術を施し、給餌、給水、排泄物の処理及び周辺の清掃等の管理を継続的に行い、徐々に地域住民の被害を減らすことを目的とした活動をいう。

2 この要綱で、「動物愛護推進員」とは、動物の愛護や正しい飼い方について助言するなど、地域に根ざした動物愛護活動を行う者で、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)第38条の規定に基づき県が委嘱する者をいう。

3 この要綱で「市町」とは、地方自治法第252条の19第一項の指定都市及び同法第252条の22第一項の中核市に該当しない、広島県内の普通地方公共団体をいう。

(認定の要件)

第3条 県は、アドバイザーとしての活動を希望する者のうち、次の各号をすべて満たす者をアドバイザーとして認定し、認定証を交付する。

- 一 「広島県動物愛護推進員」である者
- 二 県が推進する地域猫活動を正しく理解し、実施する施策に協力できる者

(活動)

第4条 対象となる活動は次の各号とする。

- 一 地域猫活動地域に対する適切な助言等を行う活動
- 二 地域猫の不妊去勢手術支援に関する活動
- 三 その他、地域猫活動支援に関するものであって、県が適切と認める活動

(遵守事項)

第5条 アドバイザーは、その活動に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 活動を行う上で知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。アドバイザーの認定を解除された後も同様とする。
- 二 活動にあたって、個人の人格を尊重し親切丁寧な態度で接するとともに、差別的な扱いや不快の念を抱かせることのないよう注意すること。
- 三 アドバイザーの身分を、第4条に定める活動以外の目的で使用しないこと。
- 四 アドバイザーの活動を行うときは認定証を携行し、相手から求めがあった場合には提示すること。

(依頼)

第6条 県及び市町は、第4条に定める活動にあたり、アドバイザーの協力が必要と認めたときは、

(案)

活動を依頼するものとする。

(報告)

第7条 アドバイザーは、第6条の依頼に基づき活動を実施したときは、その内容について県に報告しなければならない。

(経費)

第8条 アドバイザーが第6条の依頼に基づき活動を実施した場合に要する経費については、県が予算の範囲内で負担する。ただし、当該活動について、別途報酬や謝礼等を受けている場合はこの限りでない。

(認定期間)

第9条 アドバイザーの認定期間は2年以内とする。ただし、再認定を妨げない。

(認定の解除)

第10条 アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合には、県は認定を取り消し、また第8条に規定する支払いを行わないことができる。

- 一 県の施策、方針に反する場合
- 二 アドバイザーとしての職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 アドバイザーとしての責務を果たさない場合
- 四 アドバイザーとしてふさわしくない非行があった場合
- 五 第3条各号のいずれかを満たさなくなった場合
- 六 認定日から2年間、第4条各号の活動がない場合
- 七 第5条各号の遵守事項に反する行為を行ったと認められる場合
- 八 本人からの申し出があった場合

2 アドバイザーは、前項の規定により認定を取り消された場合には、認定証を県に返納しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、県が別途定める。

附 則

この要綱は、令和7年__月__日から施行する。

広島県災害時動物救護基本指針等の改正について

1 概要

令和元年7月に策定した「広島県災害時動物救護基本指針」、「広島県災害時動物救護要領」、「広島県動物救護活動マニュアル（県食品生活衛生課）」及び「広島県動物救護活動マニュアル（各動物愛護（管理）センター）」について、改正を行う。

2 主な改正箇所

- ・広島市動物管理センターの名称変更
- ・広島県動物愛護センターの移転に係る住所等の修正
- ・広島県愛玩動物協会の解散に伴う修正
- ・（一社）ペット災害対策推進協会の解散により新たに設置された「ペット災害支援協議会」が担う役割の整理
- ・県が令和4年度に新たに設置した「動物愛護推進員連絡会議」が担う役割の整理
- ・上の整理に伴う行政以外の各主体における役割の整理

3 関係各所との調整

3月5日（水）に開催の「広島県動物愛護推進員連絡会議総会」において、広島県動物愛護推進員に対して説明済である。

4 根拠規定

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律 第5条及び6条
- (2) 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針 第2-2-(8)
- (3) 広島県動物愛護管理推進計画 第5 課題への具体的取組 施設-2 災害対策
- (4) 災害時におけるペットの救護対策ガイドライン
(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2506.html)
- (5) 人とペットの災害対策ガイドライン
(https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002.html)
- (6) 人とペットの災害対策ガイドライン ボランティアの活動と模範
(https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0204a.html)
- (7) 人とペットの災害対策ガイドライン 災害への備えチェックリスト
(https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0303b.html)

広島県災害時動物救護基本指針

(改正案)

令和元年 7 月 制定

令和 7 年 3 月改正

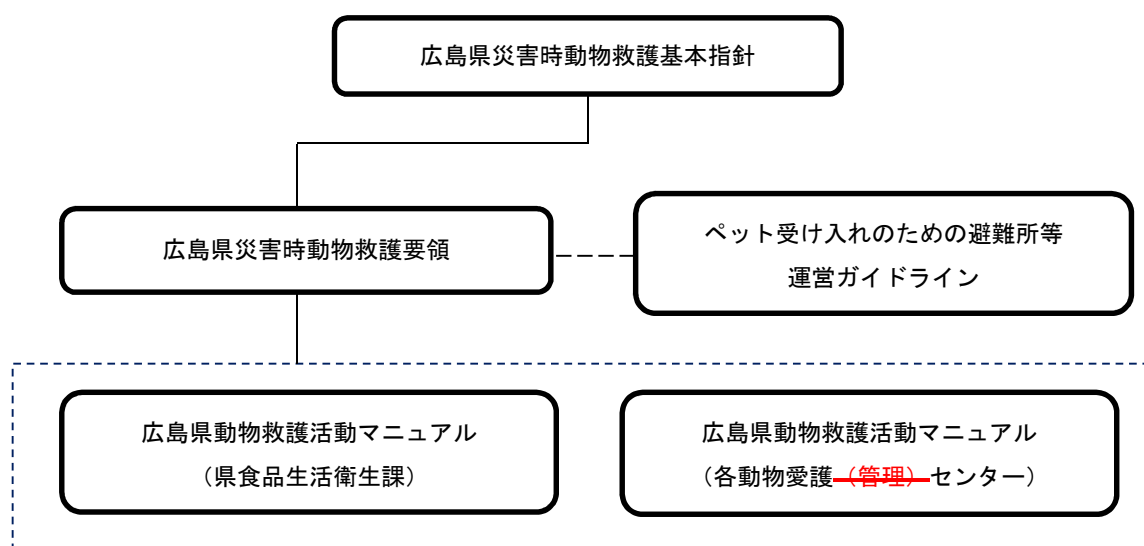
広島県健康福祉局食品生活衛生課

1 目的

この指針は、平成20年3月に策定した「広島県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護管理及び動物による人への危害防止や生活環境保全の観点から、震災等の大規模災害発生時（以下「災害時」という。）又は災害時に備え平常時に、県をはじめとした各主体が行う動物救護対策の枠組みを示すものである。

2 要領及びマニュアル

県をはじめとした各主体が行う対応は、動物救護の要領及びマニュアル（以下、「要領等」という。）に従い、その位置付けは次のとおりとする。



(1) 広島県災害時動物救護基本指針

指針等の目的、位置づけ等について記載する。

(2) 広島県災害時動物救護要領

災害時に備えて各主体が取り組むべき事項及び、災害時の広島県動物救護本部の設置について記載する。

(3) 各広島県動物救護活動マニュアル

災害時に設置する広島県動物救護本部及び、各動物愛護~~(管理)~~センターに設置する地域支部（動物救護施設）の具体的活動内容について記載する。

(4) ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン

災害時に備え、市町等の避難所設置主体あるいは自治会等に対する、同行避難者の受け入れ体制整備のための参考事項を記載する。

3 指針等の見直し

社会情勢の変化、新たな法令等の制定又は危機管理事案対応結果の検証等により必要がある場合は、この指針を随時見直すものとする。

広島県災害時動物救護要領

(改正案)

令和元年 7 月策定

令和 7 年 3 月改正

広島県健康福祉局食品生活衛生課

公益社団法人広島県獣医師会

1 目的

この要領は、令和元年7月に策定した広島県災害時動物救護基本指針に基づき、動物愛護管理及び動物による人への危害防止や生活環境保全の観点から、震災等の大規模災害発生時（以下「災害時」という。）に設置する広島県動物救護本部の運営等について必要な事項を定める。また、災害時に備え行っておくべき各主体の取組等について定める。

2 各主体の取組

(1) 飼い主の取組

災害時にペットを適切に飼養するためには、飼い主が自らの身の安全を確保することが必要である。災害時には、逸走やけが等に注意してペットとともに同行避難を行うことが望ましいが、基本的な健康管理やしつけに努め、適切に飼養していることが前提となるので、平日頃から適正飼養に努める。

① ペットの健康管理

- ・混合ワクチン~~の接種~~・狂犬病ワクチン~~（犬の場合）の接種（犬の場合）~~
- ・ノミ・ダニ・寄生虫~~予防~~・犬フィラリア症の予防

② ペットの基本的なしつけ

- ・「マテ」「フセ」「コイ」等
- ・ケージ飼い訓練

③ 適切な社会化

④ 所有者明示（鑑札、注射済票、迷子札、マイクロチップ等）

⑤ 不妊去勢手術の検討

⑥ ペットに関する知識の獲得（ペットの病気、人獣共通感染症、動物アレルギー、適切な飼養頭数等）

⑦ 住居、飼育場所の防災対策

⑧ 物資の備蓄（ペットの避難セット）

⑨ 情報収集（同行避難可能な避難所、避難経路の確認）

⑩ 同行避難訓練への参加

⑪ ペットの一時預かり先の確保（友人、親戚等）

〔参考資料（環境省作成）〕

■ 災害、あなたとペットは大丈夫？（人とペットの災害対策ガイドライン〈一般飼い主編〉）（平成30年9月）

■ 備えよう！いつもいっしょにいたいから（リーフレット）（平成23年9月）

■ ペットも守ろう！防災対策（リーフレット）（平成29年9月）

(2) 市町等（避難所運営主体）の取組

災害時には避難所運営を始め、被災者対応の最前線となることから、動物救護についても平常時に最大限体制を整理しておく必要がある。飼い主へ適正飼養等の啓発を行うとともに、同行避難可能な避難所の選定と住民への周知を進めるよう努める。また、避難所の受援体制を整備し、同行避難訓練の実施または支援にも努める。

- ① 飼い主への啓発（適正飼養）
- ② 同行避難可能な避難所の選定と~~周知運用想定~~、~~③~~同行避難訓練の実施・支援
- ③ ①、②の情報に係る職員、住民への周知
- ④ 受援体制の整備

〔参考資料（環境省作成）〕

- 人とペットの災害対策ガイドライン ボランティアの活動と模範（令和2年3月）
- 人とペットの災害対策ガイドライン 災害への備えチェックリスト（令和3年3月）

(3) 県食品生活衛生課の取組

災害時には動物救護本部を兼ね、各主体との連絡調整等を担う。

平常時にはその体制整備及び各主体への啓発を行う必要がある。飼い主に対しては、法にも定められた適正飼養の徹底を促すことが災害時の備えにもなり、各動物愛護~~（管理）~~センター、市町や各団体等と協力し啓発を行う。市町に対しては、同行避難について啓発を行うとともに、同行避難可能な避難所の選定について理解を得るよう努める。そのほか、~~関係各~~団体等との連携体制の強化に努める。

- ① 飼い主への啓発（適正飼養）
- ② 飼い主への啓発（同行避難の周知）
- ③ 市町への啓発（同行避難可能な避難所の選定と周知）
- ④ 関係団体との連絡体制の整備
- ⑤ 協力体制の整備（協定の締結等）
- ⑥ 受援体制の整備
- ⑦ 情報収集、共有体制の整備
- ⑧ 義援金募集（受入）体制の整備
- ⑨ 物資の備蓄

〔参考資料（環境省作成）〕

- 人とペットの災害対策ガイドライン 災害への備えチェックリスト（令和3年3月）

(4) 動物愛護~~（管理）~~センターの取組

災害時には特定動物の逸走等、被災動物による危害防止に備えるとともに、地域支部を兼ね、各~~協力~~団体等と協力し、避難所等の支援に当たる。

平常時には各動物愛護~~（管理）~~センター、市町や各団体等と協力し飼い主への適正飼養の徹底を促すとともに、協力団体との連携強化に努める。

また、特定動物飼養許可施設に対して、災害時においても特定動物が確実に管理できるよう、飼養施設の保守点検や災害時対応マニュアルの作成等を指導するとともに、飼養者の緊急連絡先を確実に把握する。動物取扱業者に対しても、災害時の飼養動物の管理について、避難場所の確保等災害時対応マニュアルの作成等を指導するとともに、業者の緊急連絡先を把握する。

- ① 飼い主への啓発（適正飼養）
- ② 協力団体等のリスト化
- ③ 協力団体等のコーディネート体制の整備
- ④ 団体、個人ボランティア等の育成

〔参考資料（環境省作成）〕

■ 人とペットの災害対策ガイドライン 災害への備えチェックリスト(令和3年3月)
〔関連様式〕

■様式 1-1 協力団体等一覧

(5) 広島県動物愛護推進員連絡会議の取組

災害時には、各動物愛護推進員（以下、「推進員」という。）の主体的な各種支援のほか、連絡会議として組織的に動物救護本部が行う避難所の支援・情報収集、一時預かり等の支援に協力する。

平常時には、飼い主への啓発、同行避難訓練の実施や支援を行うとともに、自らも研鑽を続ける。また、他の団体等とも協力関係を構築し、災害時に備える。

- ① 飼い主への啓発（適正飼養）
- ② 同行避難訓練の実施・支援
- ③ 連絡会議による推進員の研修
- ③ 他の団体等との協力関係の構築

〔参考資料（環境省作成）〕

■ 人とペットの災害対策ガイドライン ボランティアの活動と模範（令和2年3月）

■ 被災ペット救護施設運営の手引き（平成 31 年 3 月）

(56) 協力団体（動物愛護団体等）の取組

災害時には、被災地域のニーズに配慮した上で、主体的に各種支援を行うほか、可能な限り動物救護本部が行う避難所の支援、一時預かりの支援に協力する。

平常時には、飼い主への啓発を行うとともに、同行避難訓練の実施や支援を行う。
また、可能な限り県等と事前に連携について確認するとともに、他の団体等とも協力関係を構築し、災害時に備える。

① 飼い主への啓発（適正飼養）

② 同行避難訓練の実施・支援

③ 他の団体との協力関係の構築

[参考資料（環境省作成）]

■ 人とペットの災害対策ガイドライン ボランティアの活動と模範（令和 2 年 3 月）

■ 被災ペット救護施設運営の手引き（平成 31 年 3 月）

(67) 獣医師会の取組

災害時には協力獣医師を取りまとめ、負傷動物の救護や、避難ペットの健康管理支援及び一時預かり等に対応する。

[参考資料（環境省作成）]

■ 人とペットの災害対策ガイドライン 災害への備えチェックリスト(令和3年3月)

2 災害時の体制

(1) 人への危害防止対策

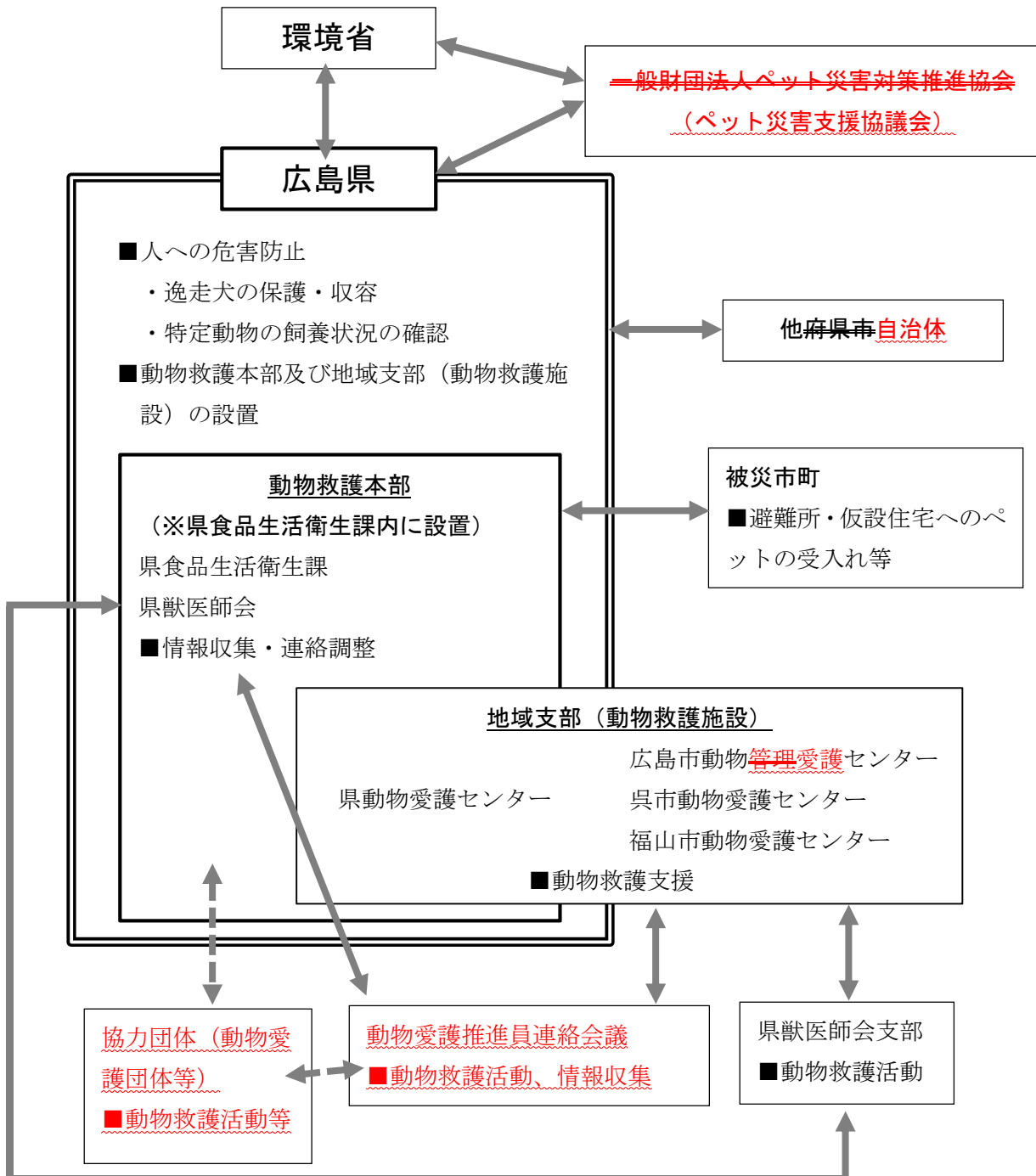
県動物愛護センター（被災地が「広島市」、「呉市」及び「福山市」の場合は「各市動物愛護（管理）センター」、「それ以外の市町」の場合は「県動物愛護センター」とする。以下同じ。）は、動物による人への危害防止の観点から、状況に応じて被災地での逸走犬の収容を行うとともに、特定動物等の飼養者に対して緊急の連絡を行い、必要な対応を行う。

(2) 動物救護本部及び地域支部の設置・運営

県食品生活衛生課は、被災地の情報を収集・分析し、被災地における動物等への対応が必要と判断する場合、災害時における動物救護活動に関する協定を締結

している団体と協議し、広島県動物救護本部（以下、「救護本部」という。）及び
広島県動物救護本部地域支部（動物救護施設）（以下、「地域支部」という。）を
設置する。

災害時における動物救護組織体制



3 救護本部の役割

県及び県獣医師会等で構成することとし、県食品生活衛生課長を本部長とし、県食品生活衛生課内に事務局を置く。動物救護対策を円滑に実施するための連絡調整等を行う。

(1) 避難所・仮設住宅におけるペットの受入れの要請

関係市町に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの受入れを要請する。

(2) 関係機関への協力要請

国や周辺自治体等と情報を共有し、被災地の状況等に応じて、~~一般財団法人~~
~~ペット災害対策推進協会~~ペット災害支援協議会や~~協力団体~~動物愛護推進員連絡会
議等、関係機関に動物救護活動等への協力要請を行う。

(3) 被災地の情報収集及び地域支部等との連絡調整

被災地の情報を収集・分析し、地域支部及び関係機関へ情報提供するなど、動物救護対策を円滑に実施するための連絡調整を行う。

(4) 義援金の募集・活用

必要に応じて義援金の募集を開始する。集まった義援金は適切に管理し、必要な支援に活用する。

(5) 広報の対応

必要に応じてプレスリリースやホームページ等を通じた広報を行う。

なお、詳細な活動内容については、各救護本部（地域支部）マニュアルで具体的に定める。

4 地域支部の役割

~~県~~動物愛護センター、県獣医師会支部、~~動物愛護団体等~~で構成し、~~県~~動物愛護センター所長を支部長とし、~~県~~動物愛護センター内に事務局を置く。構成員~~は~~は動物愛護推進員連絡会議等の協力も得て、連携・協働して動物救護活動にあたる。

(1) 地域支部の設置場所

設置場所は~~県~~動物愛護センター内とする。災害の規模が大きく、全ての負傷動物・放浪動物を収容できない場合等、状況により別に施設の設置を検討する。

(2) 被災動物に関する相談窓口の設置

できるだけ早期に窓口を設置し、被災動物に関する相談に対応するとともに、その旨をホームページ等を通じて広報する。

(3) 負傷動物・放浪動物の保護・収容及び応急手当・治療

道路、公園、広場、その他の公共の場所における所有者不明の負傷動物・放浪動物の保護・収容及び応急手当・治療等を行う。

(4) 一時預かりへの対応

避難住民の飼い犬猫の一時預かり避難所において、動物の受入れができない場合、及び仮設テントの設置等避難所付近に収容場所が確保されるまでの期間に飼い主から一時預かりを依頼された場合は、必要な手続きを行い依頼に応じる。

(5) 避難所・仮設住宅の動物収容施設におけるペットの適正飼育・健康管理の支援

避難所・仮設住宅において人と動物が秩序ある共同生活を営むため、必要に応じてペットの適正飼育・健康管理を支援する。

(6) 救援物資の受入れ・配布

救援物資の受入れ保管を行うとともに、避難所、仮設住宅ごとに情報を収集し、必要な物資を配布する。

(7) 各構成員等の役割分担

~~県~~動物愛護センター

：地域支部の業務実施主体であり、業務全般に携わるとともに、内容に応じ獣医師会支部、~~動物愛護団体~~動物愛護推進員連絡会議等に業務の実施・協力を依頼する。

県獣医師会支部

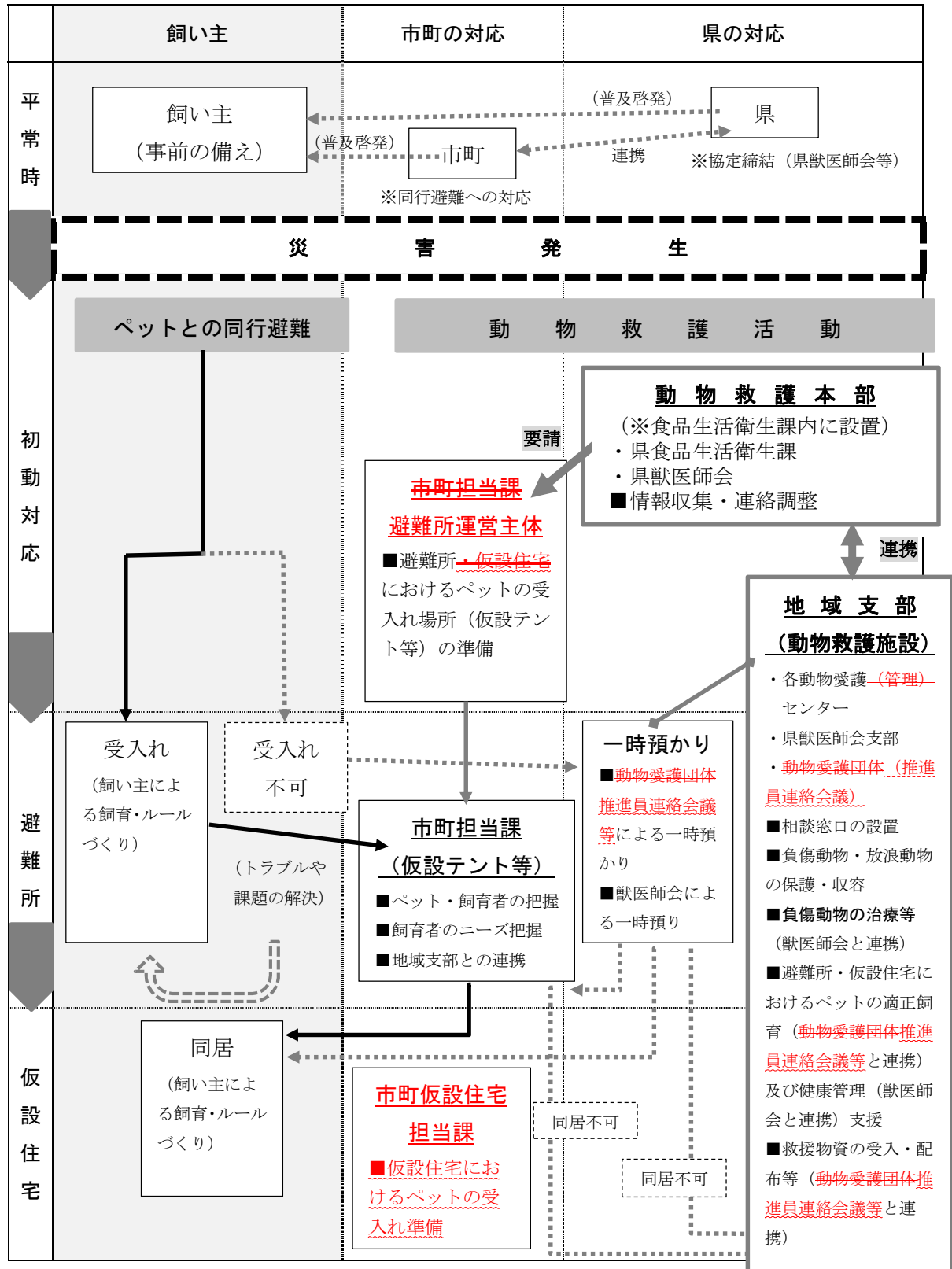
：主に動物の応急手当・治療に関する役割を担い、ペットの健康管理支援、及び避難住民の飼い犬猫の一時預かりにも対応する。

動物愛護推進員連絡会議~~動物愛護団体~~等

：主に避難所・仮設住宅におけるペットの適正飼育支援・情報収集、救援物資配布の役割を担い、避難住民の飼い犬猫の一時預かり依頼等の支援にも~~対応~~協力する。

なお、詳細な活動内容については、各救護本部（地域支部）マニュアルで具体的に定める。

災害時における動物救護活動フロー図



5 災害の終息

(1) 救護本部及び地域支部の廃止

災害時の応急対策が概ね完了したと認められる場合は、救護本部及び地域支部の活動を終了し廃止する。

(2) 被災者等に対する周知

救護本部及び地域支部の解散後においても、関係団体等において継続して実施される業務については、その旨を被災者等へ周知するものとする。

(3) 対応の検証

救護本部及び地域支部を廃止した後、県食品生活衛生課は、必要に応じ救護本部及び地域支部の対応を検証し、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対しその内容を提供することなどにより、情報の共有を図る。

(4) 要領等の見直し

県食品生活衛生課は、対応の検証を踏まえ、必要に応じて要領等の見直しを行い、見直しを行った場合は、速やかに関係機関に周知する。

広島県動物救護活動マニュアル
(県食品生活衛生課)
(改正案)

令和元年 7 月策定

令和 7 年 3 月改正

目的

このマニュアルは、令和元年7月に策定した広島県災害時動物救護指針及び広島県災害時動物救護要領に基づき、動物愛護管理及び動物による人への危害防止や生活環境保全の観点から、震災等の大規模災害発生時に設置する広島県動物救護本部（以下、「救護本部」という。）及び広島県動物救護本部地域支部（以下、「地域支部」という。）の運営等について、具体的な活動内容を定めるものである。

発災直後（1～2日）の対応

1 動物救護本部の設置

自然災害等により県内で甚大な被害が発生したとき、又は発生すると予測されるとき、県食品生活衛生課は速やかに関係機関と協議し、動物救護本部を設置する。

【具体的対応】

(1) 県獣医師会及び被災地を所管する動物愛護~~（管理）~~センターとの協議

- ・ 県獣医師会
- ・ 広島県動物愛護センター
- ・ 広島市動物~~管理~~愛護センター
- ・ 呉市動物愛護センター
- ・ 福山市動物愛護センター

(2) 動物救護本部設置に係る広報

- ・ プレスリリース（参考資料 1）
- ・ 県ホームページへの掲載（参考資料 2）

(3) 協力団体への情報提供

- ・ 環境省
- ・ ~~一般財団法人~~ペット災害対策推進協会 ペット災害支援協議会
- ・ ~~広島県愛玩動物協会~~ 広島県動物愛護推進員連絡会議

2 情報収集

動物救護本部は、特に人への危害が生じる可能性が高い特定動物の逸走の有無を発災初期に確認する。また、同行避難者の有無、ペットの頭数及びニーズの把握に可及的速やかに努める。

【具体的対応】

(1) 特定動物の飼養施設の確認

各動物愛護~~（管理）~~センターに特定動物飼養者への調査報告を依頼し、施設の破損等に伴う特定動物の逸走がないことを確認する。結果については、必要に応じて環境省等へ情報提供する。逸走等が確認された場合は、関係各所と連携し人への危害が生じないよう適宜対応する。

(2) 避難所の調査（同行避難情報、避難者ニーズ等）

地域支部が行う避難所の調査について、~~各協力団体~~ 動物愛護推進員連絡会議等の協力を要請する（参考資料 3、6）。

〔関連様式〕

- ・ 様式 2-1 避難所調査票

- ・ 様式 2-2 避難所同行避難状況一覧

3 協力団体連携する各主体への支援要請等

動物救護本部は、地域支部及び協力団体動物愛護推進員連絡会議等から得られた情報を基に、必要な支援等を各協力団体連携する各主体等に依頼する。

【具体的対応】

(1) 市町（避難所運営主体）への同行避難受入れ要請

各市町に対し、避難所ごとに同行避難の可否を明示し、可能な限り避難所へのペットとの同行避難を受入れるよう要請する（参考資料 4）。また、受入状況について情報提供を依頼する。

〔関連様式〕

- ・ 様式 3 同行避難可能避難所等開設状況
- ・ 様式 4-1 同行避難動物登録票
- ・ 様式 4-2 同行避難動物管理台帳

(2) 県獣医師会への一時預かり対応等の確認

県獣医師会に対し、一時預かり、健康管理支援に係る対応フローを確認する（参考資料 6）。

(3) 支援物資の要請

~~ペット災害対策推進協会~~ペット災害支援協議会や協定済みの企業等に対し、支援物資を要請する（可能な範囲で避難所の調査結果等を踏まえることとする）（参考資料 5）。

〔関連様式〕

- ・ 様式 6 支援物資依頼書

(4) 協力団体等への情報提供依頼等

県内で避難所支援や一時預かり等の支援活動を行う動物愛護団体等の協力団体に対し、可能な限り把握することとし、併せて動物救護本部及び地域支部の活動との円滑な連携を図るため、活動状況（一時預かり等）に係る情報提供を依頼する。

また、協力団体等から支援活動に係る要望等があった場合は、可能な限り協力することとする。

発災初期～中期の対応

1 情報収集・分析・共有

動物救護本部は、地域支部及び~~協力団体~~動物愛護推進員連絡会議等との連絡調整を行い、必要な情報を収集する。得られた情報は必要に応じて分析を行い、関係各所と共有を図る。

【具体的活動】

(1) 地域支部活動の把握（日報の報告）

人への危害防止を未然に防ぎ（あるいは拡大を防ぎ）、被災者のニーズを積極的に把握することで地域支部及び~~協力団体~~動物愛護推進員連絡会議等との調整に役立て効率的かつ効果的な支援計画を作成するため、地域支部から定期的に報告を受ける。

〔関連様式〕

- ・様式 7-1 地域支部活動日報
- ・様式 8-1 一時預かり受け入れ一覧
- ・様式 9 物資搬送記録

- ① 逸走犬等による人への危害防止対策（咬傷事故件数及び放浪動物収容数）
- ② 相談件数及び内容の把握
- ③ 一時預かり頭数及び預かり先等の把握
- ④ 救援物資の搬送先及び搬送状況等の把握
- ⑤ 避難所支援状況の把握

(2) 救護本部活動状況の集約と共有

(1) により把握した地域支部の情報を集約し、取りまとめた上で関係各所に共有する。

〔関連様式〕

- ・様式 7-2 救護本部活動記録
- ・様式 8-2 一時預かり受け入れ一覧（県内全域）

(3) 救護本部会議の開催

救護本部は、必要に応じ救護本部会議を開催し、関係各所と情報共有及び協議を行う。義援金の募集・使途・配分等の重要事項については、会議における決定に従うこととする。

2 協力団体連携する各主体への支援要請等

動物救護本部は、地域支部及び協力団体動物愛護推進員連絡会議等から得られた情報を基に、必要な支援を各協力団体連携する各主体等に依頼する。

【具体的対応】

(1) 関係機関への協力要請

救護本部は、被災地の情報を基に関係機関（環境省、他自治体、各市町、動物愛護推進員連絡会議、各動物取扱業者・譲渡登録団体、~~（一財）ペット災対協~~ペット災害支援協議会等）へ協力要請を行う。

《要請の具体例》

環境省	・過去事例等に基づく助言 ・各種通知等（避難所・仮設住宅へのペット受け入れ等） ・啓発資材等の提供
他自治体	・過去事例等に基づく助言 ・情報共有等
各市町	・避難所・仮設住宅におけるペット受け入れ（必要に応じ再要請）
<u>動物愛護推進員連絡会議</u>	・<u>避難所等における情報収集</u> ・<u>情報に基づく避難所等支援</u>
各動物取扱業者 各 <u>譲渡</u> 登録団体	・一時預かりへの協力（必要に応じ再要請）
（一財）ペット災対協 <u>ペット災害支援協議会</u>	・物資支援（必要に応じ再要請） ・義援金募集代行 ・過去事例等に基づく助言

3 関係機関からの照会、取材等への対応

救護本部は、環境省や他自治体からの照会及び報道機関からの取材等に対応する。取材対応に当たっては、その機会を情報発信のため最大限活用することとする。

災害後期～救護本部廃止の対応

1 救護本部及び地域支部の廃止

救護本部は、災害時の応急対策が概ね完了したと認められる場合、救護本部及び地域支部の活動を終了し廃止する。なお、この決定は救護本部会議に諮って行うものとする。

2 対応の検証

救護本部及び地域支部を廃止した後、県食品生活衛生課は、必要に応じ救護本部及び地域支部の対応を検証し、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対しその内容を提供することなどにより、情報の共有を図る。

3 要領等の見直し

県食品生活衛生課は、対応の検証を踏まえ、必要に応じて関係機関とともに要領等の見直しを行い、見直しを行った場合は、速やかに関係機関に周知する。

資 料 提 供
令和 年 月 日
課 名：食品生活衛生課
担 当 者：
内 線：3103
直通電話：082-513-3103

広島県動物救護本部の設置について

広島県では、この度の___災害を受け「広島県災動物救護本部運営要領」に基づき、公益社団法人広島県獣医師会と共同で県食品生活衛生課内に広島県動物救護本部を設置するとともに、県内各動物愛護~~（管理）~~センター、公益社団法人広島県獣医師会支部及び動物愛護団体等で構成する地域支部（県内各動物愛護~~（管理）~~センター内）を設置して、災害時動物救護活動を行っています。

地域支部には、ペットに関する相談窓口を設置して、ペットの一時預かり、避難所等におけるペットの健康管理、その他ペットに関する相談を受け付けています。また、地域支部では、被災された方や、避難所から要望があれば、ペット関連用品を避難所にお届けします。

1 ペットに関する相談窓口

名称	所管	住所	電話番号
広島県動物愛護センター	広島市、呉市及び 福山市を除く県内	三原市本郷町 南方 8915-2 上 <u>北方字用倉山 11352 番</u>	0848-86-6511 <u>0848-60-8511</u>
広島市動物 （管理） 愛護 センター	広島市	広島市中区富士見町 11-27	082-243-6058
呉市動物愛護センター	呉市	呉市郷原町 2380-319	0823-70-3711
福山市動物愛護センター	福山市	福山市駅家町下山守 546 番地 14	084-970-1201

2 配布予定のペット関連用品の例

ペットフード（犬）	ペットフード（猫）	ペットシート	猫砂	猫トイレ	消臭剤
首輪	犬用リード	体拭き用ウェットシート	猫用ケージ	犬用ケージ	

※ ペット関連用品は、~~一般財団法人ペット災害対策推進協会~~ペット災害支援協議会から広島県動物救護本部に提供を受けています。

(参考資料 2 ホームページ掲載例)

次案のとおり、ホームページに掲載します。

起案：令和 . .	課長	食品衛生 担当監	GL	課 員	
決裁：令和 . .					
施行：令和 . .	施行方法 ☐ 郵送 ☐ 通送 ☐ 速達 ☐ 書留 ☐ 組織メール ☐ 手交 ☐ 電話 ☒ その他(HP 掲載)			公印の 押印承認 _____	起案者

(案)

災害時における動物救護本部を設置しました。

令和 年 月 日
広島県健康福祉局
食品生活衛生課

この度の 災害を受け、広島県、(公社)広島県獣医師会および各動物愛護~~(管理)~~センターで構成する動物救護本部を設置いたしました。

被災動物についての相談等をお受けしておりますので、各動物愛護~~(管理)~~センターへお問い合わせください。

<相談内容>

- ・行方不明となったペットの相談
- ・保護した飼い主不明の動物に関する相談
- ・避難所への同行避難に関する相談
- ・避難所でのペットの飼養方法、健康管理等の相談
- ・その他ペットの飼養に関する全般 等

<相談先>

広島市内 → 広島市動物~~管理~~愛護センター (082-243-6058)
 呉市内 → 呉市動物愛護センター (0823-70-3711)
 福山市内 → 福山市動物愛護センター (084-970-1201)
 その他の市町 → 広島県動物愛護センター (0848-~~86-6511~~ 60-8511)

(参考資料3)

令和 年 月 日

~~広島県愛玩動物協会長~~

広島県動物愛護推進員連絡会議長 様

広島県動物救護本部長

_____災害に係る避難所の調査について（依頼）

このことについて、地域支部に御協力頂きますようお願いいたします。なお、調査の実施に当たっては地域支部と連携し、効率的に進めて頂くようお願いいたします。

<地域支部>

広島市内 → 広島市動物管理愛護センター（082-243-6058）

呉市内 → 呉市動物愛護センター（0823-70-3711）

福山市内 → 福山市動物愛護センター（084-970-1201）

その他の市町 → 広島県動物愛護センター（0848-~~86-6511~~60-8511）

<調査内容>

- ・同行避難しているペットの頭数、動物種
- ・避難者のニーズ
- ・その他同行避難に関すること 等

担当 広島県健康福祉局食品生活衛生課
乳肉水産・動物愛護グループ
電話 082-513-3103（ダイヤルイン）
（担当者 ）

(参考資料 4)

令和 年 月 日

各市町動物愛護管理担当課長 様

広島県健康福祉局食品生活衛生課長

_____災害に係る避難所へのペットの受入れ配慮について（通知）

このことについて、被災したペット飼養者の安全を確保するため、貴市町の避難所におけるペットとの同行避難受入れ及び受入れ可能な避難所の周知について、特段の配慮をお願いします。

また、ペットへの対応は飼い主による自助が基本とされておりますが、円滑な避難所運営につきましても同様に特段の御配慮をお願いします。なお、動物愛護センターで被災動物についての相談等をお受けしておりますので御活用ください。

<相談内容>

- ・行方不明となったペットの相談
- ・保護した飼い主不明の動物に関する相談
- ・避難所への同行避難に関する相談
- ・避難所でのペットの飼養方法、健康管理等の相談
- ・その他ペットの飼養に関する全般 等

担当 乳肉水産・動物愛護グループ
電話 082-513-3103 (ダイヤル)
(担当者)

(参考資料 5)

令和 年 月 日

~~一般財団法人ペット災害対策推進協会~~

~~理事長 青木 貢~~

ペット災害支援協議会 様

広島県動物救護本部長

_____災害に伴う広島県動物救護本部の設置及び被災動物に係る
支援について（依頼）

このことについて、この度発生した_____災害により、多数の被災者及び被災動物が生じていることから、令和 年 月 日に広島県動物救護本部を設置しました。

つきましては、支援物資の提供 ~~及び寄附金募集の代行~~ について御配慮頂きますよう、よろしくお願いします。

なお、支援物資の依頼につきましては貴会サイトから申請させていただきます。

担当 広島県健康福祉局食品生活衛生課
乳肉水産・動物愛護グループ
電話 082-513-3103（ダイヤルイン）
（担当者 ）

(削除)

災害に伴う支援物資依頼書(広島県)

■広島県動物救護本部

	郵便番号	住所	電話番号	担当者
広島県健康福祉局食品生活衛生課	730-8511	広島県中区基町10-52	082-513-3103	

■必要物資

物資		①広島県	②広島市	③呉市	④福山市
ペットフード(犬)	3kg入り(1袋)	10袋	10袋	10袋	10袋
ペットフード(猫)	3kg入り(1袋)	10袋	10袋	10袋	10袋
ペットシーツ		500枚	500枚	500枚	500枚
猫砂		10	10	10	10
猫トイレ		10	10	10	10
消臭剤		10	10	10	10
猫用首輪		10	10	10	10
犬用首輪	大	5	5	5	5
	中	5	5	5	5
	小	5	5	5	5
犬用リード		10	10	10	10
体拭き用ウェットシート		10	10	10	10
猫用ケージ		10	10	10	10
犬用ケージ	大	2	2	2	2
	中	10	10	5	1

■支援物資送付先

	郵便番号	住所	電話番号	受取担当者	受取時間
①広島県動物愛護センター	729-0413	広島県三原市本郷町南方8915-2	0848-26-6511		9:00~17:00
②広島市動物管理センター	730-0043	広島県広島市中区富士見町11-27	082-243-6058		9:00~17:00
③呉市動物愛護センター	737-0161	広島県呉市郷原町2380-319	0823-70-3111		9:00~17:00
④福山市動物愛護センター	720-1143	広島県福山市駅家町下山守546番地14	084-970-1201		9:00~17:00

(参考資料 6)

動物救護活動の対応方法（_____災害）

「ペットの一時預かり」、「避難所におけるペットの健康管理支援」及び「ペット関連物資の配布」の対応方法について、動物救護本部で協議し、次のとおり対応することとした。

【ペットの一時預かり】

地域支部（各動物愛護センター）で受付

↓

県獣医師会に依頼

↓

県獣医師会が担当獣医師を選定

↓

地域支部に連絡

↓

地域支部から依頼者に連絡

【避難所におけるペットの健康管理支援】

地域支部（各動物愛護センター）で受付

↓

県獣医師会に依頼

↓

県獣医師会が担当獣医師を選定

↓

地域支部に連絡

↓

地域支部から依頼者に連絡

【ペット関連救援物資の配布】

地域支部（各動物愛護センター）で受付

↓

~~広島県愛玩動物協会推進員連絡会議~~に依頼

↓

~~広島県愛玩動物協会推進員連絡会議~~が搬送担当者を選定

↓

地域支部に搬送担当者を連絡

↓

~~広島県愛玩動物協会推進員連絡会議~~の担当者が避難所へ搬送

（※対応が困難な場合は、地域支部が搬送）

広島県動物救護活動マニュアル
(各動物愛護~~（管理）~~センター)
（改正案）

令和元年 7 月 策定

令和 7 年 3 月 改正

目的

このマニュアルは、令和元年7月に策定した広島県災害時動物救護指針及び広島県災害時動物救護要領に基づき、動物愛護管理及び動物による人への危害防止や生活環境保全の観点から、震災等の大規模災害発生時に設置する広島県動物救護本部（以下、「救護本部」という。）及び広島県動物救護本部地域支部（以下、「地域支部」という。）の運営等について、具体的な活動内容を定めるものである。

発災直後（1～2 日）の対応

1 動物救護本部地域支部の設置

自然災害等により県内で甚大な被害が発生したとき、又は発生すると予測されるとき、各動物愛護~~（管理）~~センターは速やかに関係機関と協議し、動物救護本部地域支部を設置する。

【具体的対応】

（1）県食品生活衛生課との協議

（2）地域支部設置及び相談窓口の設置に係る広報

地域支部は、電話等による被災動物に関する相談窓口を設置し、その旨を広く県民に周知する。報道機関等からの取材の機会もこれに活用する。

- ・ 県ホームページへの掲載（参考資料 1）

（3）協力団体等への情報提供と調整

動物愛護推進員や事前に協力を申し出ている団体~~や動物愛護推進員~~等に対し、必要に応じ情報提供を行い、応急手当や一時預かりを円滑に行う体制を整える。

2 情報収集及び報告

地域支部は、特に人への危害が生じる可能性が高い特定動物の逸走の有無を発災初期に確認する。また、避難所の調査を行い、同行避難者の有無、ペットの頭数及びニーズ等の把握に可及的速やかに努める。

【具体的対応】

（1）特定動物の飼養施設の確認

特定動物飼養者に対する調査行い、施設の破損等に伴う特定動物の逸走がないことを確認する。結果については、速やかに動物救護本部へ報告する。

逸走等が確認された場合は、関係各所と連携し人への危害が生じないよう適宜対応する。

（2）避難所の調査（同行避難情報、避難者ニーズ等）

動物愛護推進員連絡会議~~各協力団体~~等と連携して避難所の調査を行い、状況を動物救護本部へ報告する。

〔関連様式〕

- ・ 様式 1-1 協力団体等一覧
- ・ 様式 2-1 避難所調査票
- ・ 様式 2-2 避難所同行避難状況一覧

3 同行避難等に係る支援

地域支部は、調査によって得られた情報のほか、寄せられた相談等に基づき、被災者に対し必要な支援等を行う。

【具体的対応】

(1) 市町（避難所運営主体）への同行避難に係る指導、助言等

各市町から同行避難に係る相談等があれば応じる。

(2) 協力団体等への一時預かり対応依頼

避難所等において動物の受け入れができない等、飼い主から一時預かりを依頼された場合は、各協力団体等と調整し一時預かりを依頼する。

〔関連様式〕

- ・ 様式 1-1 協力団体等一覧
- ・ 様式 5-1 誓約書（一時預かりボランティア）
- ・ 様式 5-2 一時預かり依頼書

(3) 支援物資の搬送

避難所等から物資支援の要請があった場合は、備蓄物資等を活用し要請に応じる。なお、自ら搬送することが困難である場合は動物愛護推進員連絡会議~~協力団体~~等に搬送を依頼する。

〔関連様式〕

- ・ 様式 1-1 協力団体等一覧
- ・ 様式 9 物資搬送記録

発災初期～中期の対応

1 人への危害防止及び動物の保護と報告

地域支部は、逸走犬等による人への危害を防止し、動物を保護する観点から、放浪動物及び負傷動物等の保護・収容を行う。また、これらの内容等を記録し定期的に動物救護本部へ報告する。

【具体的活動】

(1) 逸走犬等による人への危害防止

人への危害防止を未然に防ぐ（拡大を防ぐ）ため、放浪動物を収容し、咬傷事故等に速やかに対応する。

〔関連様式〕

- ・ 様式 7-1 地域支部活動日報

(2) 負傷動物・放浪動物の保護・収容等

地域支部は、公園、広場、その他の公共の場所において、所有者不明の負傷動物・放浪動物の保護・収容を行い、応急手当・治療等に対応する。

〔関連様式〕

- ・ 様式 7-1 地域支部活動日報

2 被災者等の支援と報告

地域支部は、動物愛護推進員連絡会議等協力団体と連携し被災者の支援に当たる。また、支援の内容等を記録し定期的に動物救護本部へ報告する。

【具体的活動】

(1) 相談の受付

被災者等から、被災動物等に係る相談等があれば応じる。また、各市町から同行避難に係る相談等があれば応じる。

〔関連様式〕

- ・ 様式 7-3 相談受付票
- ・ 様式 7-1 地域支部活動日報

(2) 被災者の支援

動物愛護推進員連絡会議各協力団体等と連携して被災動物の適正飼育・健康管理等の支援に当たるとともに、引き続き避難所の調査を行い、被災者のニーズを積極的に把握する（参考資料 2）。

〔関連様式〕

- ・ 様式 2-1 避難所調査票
- ・ 様式 2-2 避難所同行避難状況一覧
- ・ 様式 7-1 地域支部活動日報

(3) 協力団体等への一時預かり対応依頼

避難所等において動物の受け入れができない等、飼い主から一時預かりを依頼された場合は、協力団体や動物愛護推進員連絡会議等と調整し一時預かりを依頼する（参考資料 2）。

〔関連様式〕

- ・ 様式 5-1 誓約書（一時預かりボランティア）
- ・ 様式 5-2 一時預かり依頼書
- ・ 様式 7-1 地域支部活動日報
- ・ 様式 8-1 一時預かり受け入れ一覧

(4) 支援物資の受け入れ、搬送

ペット災害支援協議会各協力団体等から送付される支援物資を受け入れ保管管理を行い、避難所等から物資支援の要請があった場合は、備蓄物資等と合わせ要請に応じる。なお、自ら搬送することが困難である場合は、動物愛護推進員連絡会議各協力団体等に搬送を依頼する（参考資料 2）。

〔関連様式〕

- ・ 様式 7-1 地域支部活動日報
- ・ 様式 9 物資搬送記録

(5) 日報の報告

効率的かつ効果的な支援を行うため、動物救護本部へ定期的に報告を行う。

〔関連様式〕

- ・ 様式 7-1 地域支部活動日報

(6) 救護本部会議への出席

地域支部は、救護本部が開催する救護本部会議に出席し、関係各所と情報共有及び協議を行う。

3 取材等への対応

地域支部は、報道機関からの取材等に対応し、その機会を情報発信のため最大限活用することとする。

災害後期～救護本部廃止の対応

1 救護本部及び地域支部の廃止

地域支部は、災害時の応急対策が概ね完了したと認められる場合、救護本部及び地域支部の活動を終了し廃止する。なお、この決定は救護本部会議に諮って行うものとする。

2 対応の検証

救護本部及び地域支部を廃止した後、各動物愛護~~（管理）~~センターは、県食品生活衛生課が必要に応じ実施する救護本部及び地域支部の対応の検証に参加し、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

3 要領等の見直し

各動物愛護~~（管理）~~センターは、対応の検証を踏まえ、必要に応じて関係機関とともに要領等の見直しを行い、職員等に周知する。

(参考資料1 ホームページ掲載例)

災害時における動物救護本部を設置しました。

令和 年 月 日

この度の ____ 災害を受け、広島県、(公社)広島県獣医師会および各動物愛護~~(管理)~~センターで構成する動物救護本部を設置いたしました。

各動物愛護~~(管理)~~センターでは動物救護本部地域支部として、被災動物についての相談等をお受けしておりますので、〇〇動物愛護~~(管理)~~センターへお問い合わせください。

<相談内容>

- ・行方不明となったペットの相談
- ・保護した飼い主不明の動物に関する相談
- ・避難所への同行避難に関する相談
- ・避難所でのペットの飼養方法、健康管理等の相談
- ・その他ペットの飼養に関する全般 等

<相談先>

広島市内 → 広島市動物~~愛護(管理)~~センター (082-243-6058)
呉市内 → 呉市動物愛護センター (0823-70-3711)
福山市内 → 福山市動物愛護センター (084-970-1201)
その他の市町 → 広島県動物愛護センター (0848-~~60-8511~~)

広島県

閲覧補助

検索

Language

防災情報

くらし・教育
・環境・文化

健康・福祉
・子育て

防災・安全

しごと・産業
・観光

まちづくり
・国際交流

県政情報

トップページ > 組織でさがす >

災害緊急ペット相談窓口

掲載日：2025年4月1日

被災動物に関する相談窓口を設置しました。

令和〇年〇月〇日

広島県動物愛護センター

<相談内容>

・行方不明となったペットの相談

・保護した飼い主不明の動物に関する相談

・避難所への同行避難に関する相談

当センター施設の一部が被災し、一時的に広島県庁で動物愛護センター職員が対応しております。

お問い合わせにつきましては、広島県庁食品生活衛生課乳肉水産・動物愛護グループ (082-513-3103) へお願いいたします。

(参考資料 2)

動物救護活動の対応方法（_____災害）

「ペットの一時預かり」、「避難所におけるペットの健康管理支援」及び「ペット関連物資の配布」の対応方法について、動物救護本部で協議し、次のとおり対応することとした。

【ペットの一時預かり】

地域支部（各動物愛護センター）で受付

↓

県獣医師会に依頼

↓

県獣医師会が担当獣医師を選定

↓

地域支部に連絡

↓

地域支部から依頼者に連絡

【避難所におけるペットの健康管理支援】

地域支部（各動物愛護センター）で受付

↓

県獣医師会に依頼

↓

県獣医師会が担当獣医師を選定

↓

地域支部に連絡

↓

地域支部から依頼者に連絡

【ペット関連救援物資の配布】

地域支部（各動物愛護センター）で受付

↓

推進員連絡会議~~広島県愛玩動物協会~~に依頼

↓

推進員連絡会議~~愛玩動物協会~~が搬送担当者を選定

↓

地域支部に搬送担当者を連絡

↓

推進員連絡会議~~愛玩動物協会~~の担当者が避難所へ搬送

（※対応が困難な場合は、地域支部が搬送）